令和２年第２回（６月）定例町議会

（第２日　６月３日）

開議　午前　９時３０分

◎開議宣告

○議長（山本智之君）　皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は、10名であります。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（山本智之君）　本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎一般質問

○議長（山本智之君）　日程第１、一般質問を行います。

一般質問は、通告順序に従い発言を許します。

なお、本定例会において、一般質問に対し町長に反問権を付与しています。

◇　堤　　和　夫　君

○議長（山本智之君）　通告５番、堤和夫君。

９番、堤和夫君。

〔９番　堤和夫君登壇〕

○９番（堤　和夫君）　皆さん、おはようございます。

議長のお許しがでましたので、壇上より通告書に従いまして、一般質問を行いたいと思います。今回の私の一般質問は、大きく分けて２点でございます。

１、新型コロナウイルスに対する対応策について。

（１）県内でいち早くロックアウトしたがその効果について

町長は国や県が非常事態宣言を出す前にいち早くロックアウトしたが、その効果はどうだったのか。

（２） ３密を避けるための対策について

国は３密をさけるために人と人との間を２メートル以上開けること、マスクを着用すること、部屋の中の換気をすることなどを上げていますが、当町ではどのような指導をしていますか。

（３）マスクや消毒液の配布について

テレビでは、連日マスクの売り切れのニュースが流れていますが、当町にもアベノマスクは配達されるのでしょうか。また、小・中学校や役場・人の集まるところへの消毒液の配布はどのようになっていますか。

（４）特別定額給付金について

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環として一人当たり一律10万円を支給することになったが、期日はあるのか。

（５）持続化給付金（農林水産省）について

農林水産省の新型コロナウイルスの緊急経済対策として、持続化給付金があるが、町としてはどのようにＰＲしたのか。

（６）学校授業の遅れをどのように取り戻すかについて

ロックアウトが早かった分、授業時間が減少したと思うが、どのように取り戻すつもりですか。

（７）タブレット端末の充実とオンライン授業について

コロナ後の社会経済としてテレワークが新しい社会形態となると思うが、中学生のタブレット端末の充実を踏まえ、オンライン教育を充実させる考えはないか。

２、小・中学校の統合について

（１）小・中学校統合の進捗状況について

小・中学校統合は、これから学生の人数が減少するのに40億以上かけるのは、無駄ではないかという声が聞こえる。今ならまだ再考できと思うが、統合の進捗状況は。

（２）統合幼・小・中学校の新校舎建設計画の進捗状況について

地質調査の結果、大規模地震時には液状化するという新たな問題が提起されたが、新校舎建設計画の進捗状況は。

以上、壇上での質問を終わります。

○議長（山本智之君）　町長。

〔町長　星野淨晋君登壇〕

○町長（星野淨晋君）　それでは、堤和夫議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、大きな１点目の新型コロナウイルスに対する対応策について

（１）県内でいち早くロックアウトしたがその効果についてというご質問ですが、非常事態宣言は出ておりませんのでお答えできません。緊急事態宣言につきましては、４月７日に首都を中心に７都府県に出されました。西伊豆町のある静岡県はこの対象ではありませんでしたが、国外の事例を考えると、こういった宣言が出された途端に都市部から地方への疎開的な流れが発生し、そこから地方での蔓延が起こっておりましたので、そうさせないために来町をご遠慮いただいたものでございます。結果的には感染拡大は起きませんでしたので、効果はあったものと思っております。

次に（２）の３密を避けるための対策について、当町ではどのような指導をしているのかというご質問ですが、広報で適切に指導をしております。

次に（３）のマスクや消毒液の配布について、アベノマスクは配達されるのでしょうか。また、小・中学校や役場・人の集まるところのへの消毒液の配布はどのようになっているのかという質問ですが、当初マスクにつきましては、市中で手に入らないという状況でございましたので、ボランティアの皆さまにお願いをし、小学生などに配布をするマスクを手作りしていただきました。その後、多くの方が手作りマスクを作られ、町内いたるところに寄贈してくださっております。ただ、現在マスクは飽和状態と伺っており、店頭でお求めできると聞いております。国が配布されるマスクにつきましては、国が直接行っているものでございますので、町では把握をしておりません。また、消毒液の配布につきましては、適切に行っております。

（４）の特別定額給付金について期日はあるのかとのご質問ですが、当町のオンライン申請は５月１日から開始をしておりますが、給付申請期限につきましては、国の延長がなければ郵送申請方式の給付申請受付開始から３か月以内となっております。当町の申請期限は最長の８月14日までとしております。

次に（５）の持続化給付金について、農水省の新型コロナウイルスの緊急経済対策として、持続化給付金があるが、町としてはどのようにＰＲしたかとのご質問ですけど、持続化給付金については、経済産業省への直接申請となります。認定農業者の皆さまには、役場から５月上旬に農林水産省作成の資料を郵送し、若手農業者の皆さまにはラインでもお知らせしました。また、５月21日に開催の農業委員会の総会におきまして、農業委員の皆さまにも資料を配布しております。漁業者の皆さまには伊豆漁協仁科統括支所を通じて、周知を行ってい

ただきました。申請の関する相談につきましては商工会にお願いをしておりますが、今後も関係機関と連携をし、ＰＲを行っていきたいと思います。

次に（６）の学校授業の遅れをどのように取り戻すかというご質問ですが、すでに昨年度の３月分が欠けております。これにつきましては持ち越しで授業が行われ、５月11日再開後、１、２週間で補うことができたと伺っております。今年度の授業につきましては、全てカリキュラムを組み直した状態で授業を行っており、現時点では夏休みを返上せず、今年度を終えることができるよう取り組んでおります。ただ、今度新型コロナウイルスの第２波などが発生し、休校せざるを得ない場合は、再度カリキュラムを組み直すなど、現状に応じて対応をしなければなりません。なおこの件は、来町をご遠慮いただいたものとは全く関連がありませんし、西伊豆町は県内でも一番余裕を持ってカリキュラムが組める状況だと思います。

次に（７）のタブレット端末の充実とオンライン授業について。中学生のタブレット端末の充実を踏まえ、オンライン教育を充実させる考えはないかとのご質問でございますけども、タブレット端末の整備につきましては、すでに各中学校に配布できるよう、令和２年度当初予算に計上しております。ただ、新型コロナウイルスの影響により、機材が手に入らないことや、国のＧＩＧＡスクール（ギガスクール、児童向けの１人１台端末、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、構成に個別最適された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させる構想）の取組みにより、国からの補助が受けられることになったため、今議会にて予算の組替えを行っております。補正予算では、中学校だけでなく、小中学生、全生徒が対象になっております。

４月当初から、休校が長引く状況はよくないため、早めにタブレット端末を手に入れ、オンライン授業や配信授業が出来ないかと模索をいたしましたが、すでに端末数が確保できない状況であり、断念せざるを得ませんでした。また、オンライン授業につきましては、それなりの学年であれば可能かと思いますが、小学校低学年まですべてが対象ということになりますと、かなり限界があると感じております。教育現場でも、今までの準備期間があれば、実施は可能かもしれませんが、手に入ったすぐにということにはならないと思いますので、各学校と協議をしながら進めていきたいと思います。

次に大きな２点目の小・中学校の統合について。

（１）小・中学校統合の進捗状況についてと（２）の統合幼・小・中学校の新校舎建設計画の進捗状況につきましては、関連がございますので、一括で答弁をさせていただきます。統合の進捗状況につきましては、昨年度に計画地の地質調査を始め、造成計画、施設規模の

検討を行い、概算事業費を把握したところでございます。地質調査の結果、大規模地震時に液状化が発生する危険があると判定されましたので、建物の基礎のほか、盛土造成のための擁壁にも杭基礎工事が必要となります。また、こども園の造成費用に多額な費用が見込まれるため、こども園を津波浸水区域外へという案も提示させていただいているところでございます。

当初からお話をさせていただいているかと思いますが、学校統合、新設という問題だけではなく、地域の避難所を兼ねた施設を考えております。3.11の状況などを考えれば、津波浸水深からはずれた避難所は必ず必要になりますので、ただ単に子供の数が減ったからということで判断すべきではありませんし、子供の数が少なければ、津波が来る可能性のある校舎で授業をしても良いということにでもないと思います。また、ボーリング調査の結果、液状化が懸念される状態の上に現在の校舎が杭などの支えが不十分な状態で立っていることを考えると、現状でも心理的に危険性は増しておりますので、既存の校舎を使うという判断をすることはできません。今後文教施設と整備委員会で施設規模や概算事業費などについて説明をし、委員会の中で意見を踏まえ、進めていきたいと考えております。

以上壇上での答弁を終わります。

○議長（山本智之君）　堤和夫君。

○９番（堤　和夫君）　それでは、一番最初から再質問を行いたいと思います。いち早くロックアウトしたが非常宣言、私が勘違いした件がありますが、結果論で言いますと、コロナウイルスの感染者が出てしまったわけですよね。その点については町長どういうふうに思っているんですか。

○議長（山本智之君）　町長。

○町長（星野浄晋君）　感染者が出るのは、どこの市町でも当然リスクはございます。たまたま西伊豆町は４月４日に出たということでございますけども、来町をご遠慮いただいたのは、その後でございますので、この件とは全く関連はございません。

○議長（山本智之君）　堤和夫君。

○９番（堤　和夫君）　いち早く町内放送で感染者が出たことを知らせたのは、私も評価をしております。しかしながら、濃厚接触者や本人の行動など調べるのが少し遅かったのではないかと思いますが、そのへんはどのように考えておりますか。

○議長（山本智之君）　町長。

○町長（星野浄晋君）　その件につきしては、県の保健所に抗議をしていただければと思いま

す。西伊豆町では当初、県から８日の午後５時まで口を噤んでいなさいということが来ておりましてけど、町民の中では既に７日の夕方からその事実を知って、朝には相当噂、また、いろんなデマなどが拡散し、町内が混乱していたということがございますので、県の制止を振り切って、町のほうで独自にいろいろな調査をさせいただきました。この件については、県からも相当なお叱りをいただいております。町としてはやるべきことをやったというふうに思っております。

○議長（山本智之君）　堤和夫君。

○９番（堤　和夫君）　県からお叱りを受けても、ウイルスというのは、どこで出るかわからないわけですよね。その際、町長は個人情報保護法を取るのか、本人の氏名を公表して２次感染を防ぐのを取るのか、非常に高度な判断を下さなければならないと思いますが、第２波が来るとか、第３波もあるとかというような、そういういろいろな予測がされているわけですけども、その時に、町長はどちらを取りますか。

個人情報保護のほうを取るんですか。それとも、出たよというコロナの発生のほうの情報をして、本人というか、そこのあれを公表するのか。どちらを取るように考えておりますか。

○議長（山本智之君）　町長。

○町長（星野浄晋君）　今回の件につきしても、個人情報保護法は順守した中で、個人の氏名などは公表はしてございません。住民の安全を守るべく、適切な対応をさせていただきますので、何を優先、何を取るかという判断ではなく、総合的に考えた中で判断をさせていただきたい。その中で、県のお叱りをいただいたとしても、町の判断で今回の捜索もさせていただきましたし、県の方で設定をしていない濃厚接触者と接触をされている方につきましても、町のほうからお願いをし、２週間の自宅での自粛をお願いをしたということもございますので、町としては最大限の取組みをすでに行っております。

○議長（山本智之君）　堤和夫君。

○９番（堤　和夫君）　全協で、情報を私たちもいただきましたけども、町長から報告があった情報のほかにいろいろな情報が私の耳にも届いております。確かに、その方が感染者に接触したということで、その方は濃厚接触者にはなられなかったですが、本人は濃厚接触者だと思って、だいぶ気をつけたみたいなんですけど、そのへんはやっぱり調べたところが漏れているんじゃないかなと思っております。

今町長、自信を持って全部調べたみたいな発言をなされたんですけども、噂というのは非常に速いもので、もうほとんどの方が知っていて、迷惑をこうむった方もいるみたいですけ

ども、その方は私は名前を公表できないんですが、濃厚接触者ということで、そういう事例がありますので、そのへんは重々気を付けていただきたいと思います。

この第２波のコロナ対策、もし来たとしても、それでは町長は一応個人を名指しすることはなく、２次感染ではなく、個人を保護していく方法をまず優先する。こういうお考えでよろしいですか。

○議長（山本智之君）　町長。

○町長（星野浄晋君）　個人を保護することが優先云々ではなく、個人情報は出せませんので、保護するのは当たり前のことです。ただ、それと周りにいらっしゃる町民の方を守るのとは別のものでございますので、町で知りえた情報、また町のほうで捜査をした結果、危険が感じられるものがあるのであれば、その方たちに自宅からの外出を控えていただくお願いということは当然今後もしていく必要もあると思います。

ただ、議員が冒頭で言われた漏れる方が云々ということは、町のほうでは把握をしておりません。西伊豆町内から出た方の濃厚接触者に関しては町で把握をしておりますけども、隣町で出た方につきましては、隣町の方がその方に捜査をしない限り、私達の所には保健所からもそう、松崎町からもそう、情報は一切ございませんので、そういったものに関しては限界があるというものでございます。

○議長（山本智之君）　堤和夫君。

○９番（堤　和夫君）　それでは、出た時には保健所の情報だけで、西伊豆町のコロナ対策本部は動かないんですか。

○議長（山本智之君）　町長。

○町長（星野浄晋君）　ですから、対策本部に県から情報が来ないんです。なので、私達は市中から来ている情報を基に、いやいやこれは絶対に町内にいらっしゃるでしょうということで、県のそういった所に問い合わせをした結果、ようやく午前中の確か午後９時ぐらいだと思いますけども、情報を得ることができたと。逆に西伊豆町がその問い合わせをしなければ、県からは午後になってようやく情報が下ってくるという状況がありましたので、町の方としては積極的に対応をしたというものでございますので、対策本部が云々ではなくて、そういった順序の流れが国・県のほうで作られていて、私達が足を突っ込まない限りは出てこないというものでございます。

○議長（山本智之君）　堤和夫君。

○９番（堤　和夫君）　はい、それでは、第２、３密を避けるための対策についてということ

で、広報で言っているよということなんですけども、広報で私も見てますけども、昨日西島議員の一般質問で、これから台風シーズンで避難所等のことが言われていましたけども、そのへんは広報だけでなくして、どのような３密を避けることを町民に広報で知らせていますけども、例えば小学校でとか、そのへんはどのような教育をしていますか。

○議長（山本智之君）　町長。

○町長（星野浄晋君）　小学校につきましては、各小中学校などで適切に３密については教師が子どもに教えていると思います。

○議長（山本智之君）　堤和夫君。

○９番（堤　和夫君）　適切に、そういう言葉を町長よく使うんですけども、私が聞きたいのはどういうふうに、どういう方法ですか、メソッドですよね。適切、適切と言えばなんでも適切なんでしょう。私は、例えば、小学校ではそんなに難しいことは教えられないですけども、中学校になれば、ソーシャルディスタンスという立場で教育をしなければならない。それが理解できると思うんですよね。そういうようなことを言っているんですけど、適切、適切って、それ何にも方法ないじゃないですか。それをどのように町はやっているんですかと聞いているんです。いかがですか。

○議長（山本智之君）　町長。

○町長（星野浄晋君）　適切という言葉が適切でないと言われると、なんとも言いようがないんですけども、もう中学生ぐらいであれば、町から出している広報ぐらいは読み込む力はあると思っておりますので、当然３密がなんなのか、要は密閉した所にいては駄目だ、密集した所にいては駄目だ、などということは予めそういったものを教える会を作らなくてもご理解をいただいているものと思っております。

　これは議会広報もそうだと思いますし、町の広報でも中学生が読んでも理解できるようなものを作るというのが、広報の趣旨で作られていると思っておりますし、町の広報ででもそういった取り組みをいているところでございますので、ぜひそういったものを見聞きして、学んでいただければと思います。町のほうから人を集めてそういったものを指導するということは逆に３密にあたりますので、できませんので、広報でお知らせをしているということでございます。

○議長（山本智之君）　堤和夫君。

○９番（堤　和夫君）　それでは例えば、もし雨が台風シーズンで避難所に行った時にどのような３密をさける、それを実践的に教育する、そういうようなことは、防災課なり、教育委

員会なりでやらないんですか。

○議長（山本智之君）　町長。

○町長（星野浄晋君）　逆を言うと１から10まで町がやらなければできなんでしょうか。昨日の西島議員の質問にはお答えをさせていただきましたけども、町では準備ができる段ボールのパーテーションなどというものは今購入をして、３密をなるべく作らないような対策はすでに行っております。ただこれを、じゃあ大雨が降った、その時に感染症が蔓延しているんだったら、こうしなければだめだ、地震のときにはこうしなければいけないんだと完全なマニュアルを全住民がわからなければ、そういったものには対応できないんでしょうか。私は人間の生存本能としては、今どうすることが必要なのかを個々が考えることも一つ必要だというふうに思っておりますので、町としてはできる限り適切なことをしているということで答弁をしているものでございます。

○議長（山本智之君）　教育長。

○教育長（鈴木秀輝君）　学校での３密を防ぐ指導のことですけども、学校再開にあたって、教育委員会でガイドラインというのを作りました。それを各学校でそれに準じてそれぞれ工夫した対策を取ってもらっております。その中で一つに、今質問された３密のことについては、児童生徒に対して、新型コロナウイルスに関する正しい知識やこれからの感染対策について、学年に応じた指導を行い、児童、生徒が感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動ができるように指導する。万が一、本人や家族の感染が発生した際の当該児童生徒、あるいは喘息などの持病や風邪による咳、くしゃみなどをする生徒が差別、偏見、いじめに合わないように配慮､注意が必要であるが､そのためにも上記の教育が重要であるということで、各学校に指示をしてあります。

○議長（山本智之君）　堤和夫君。

○９番（堤　和夫君）　つまり、そういうふうな方法ですね、いろいろそういう具体的な情報を皆さんが共有していることが重要ではないかと私は思っております。

　それでは、次の３のほうにいきます。今マスクは飽和状態だというような町長、ボランティアで集めてますけども、これは前、町でストックしているマスク1,500枚を支援物資として送ったというような事例がありましたけど、今は町としては、どのぐらいストックしておりますか。

○議長（山本智之君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君）　今現在の町としてのストックの数でございますけども、健康

福祉課所有と防災のほうで所有してまして、マスクですと6,600枚、手指消毒液等が手指の消毒液が181リットル、消毒等が36リットルの保有をしております。

以上です。

○議長（山本智之君）　堤和夫君。

○９番（堤　和夫君）　１週間ぐらい前の静岡新聞でしたけども、その消毒液が手に入らないといような特養とか、老健に政府の紹介の消毒液が入りにくいというような記事が載っていたんですけども、そのへんは西伊豆町は関係ないですか。

○議長（山本智之君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君）　時々、県を通じて、特養とか施設の消毒液の充足率等の調査がありますけども、町内の施設に照会をかけたところ、特に今現在、不足していてたいへん困っているというお話は聞いておりません。

○議長（山本智之君）　堤和夫君。

○９番(堤　和夫君）　この6,600枚っていう数字ですね、もしこの第２波等が来た時にですね、この枚数でいいのか。それとも、もう少し多いほうがいいのか。いやもう、だいぶ落ち着いてきているからこれぐらいでいいんじゃないかとか、その予測があると思いますけども、適切じゃなくして、具体的に枚数はどれぐらいがいいのかなということは考えておりますか。

○議長（山本智之君）　町長。

○町長（星野浄晋君）　マスクにつきましては6,000何某を持っているということでございますけども、これを全町民が使うということを想定する場合には全く足りないと思います。ただ、町はそれは想定はしておりません。今の現状でたぶんこのぐらいの箱で50枚入りとかというものが売っているかと思いますけども、仮に１ヵ月お一人が１箱使うんであれば、３人家族であれば、各ご家庭で３箱ずつを持っていただくというような、それはもう防災の備品と同じようなストックをしていただかないと、町のほうで7,700名分×50枚というようなものをストックをしろと言われたとしても、置く場所もございませんので、そこは各ご自宅で取り組みをしていただきたい。

ただ、町として、もし何かあった時の、当然6,000枚というのはもともと持っているものも、何かあった時に町として対応しなければいけないという数の目安があっての、それに積み増しをしてストックをしている状況でございますので、なんでもかんでも町のほうで全住民対応のマスクを処理するというのは不可能だと思います。

○議長（山本智之君）　堤和夫君。

○９番（堤　和夫君）　アベノマスクの配布、これはいつごろ予定されておりますか。

○議長（山本智之君）　町長。

○町長（星野浄晋君）　それは壇上でお答えをさせていただきましたけれども、国のほうが直接郵便局さんへお願いをして配達をされておりますので、町のほうとしては西伊豆町にいつ来るかという通知もなければ、お知らせもございません。ただ、メディアの報道を見ておりますと、23日には静岡市から配られ始めているということでございますし、フェイスブックの書き込み等を見ますと、近隣の市町では２、３日前から届き始めたという噂もございますので、近々のうちに西伊豆町も配られるんではなかろうかと思います。ただ、学校関係につきましては、あらかじめ国のほうから、ある程度の数が来ておるということを伺っておりますので、教育委員会から説明をさせます。

○議長（山本智之君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（真野隆弘君）　それでは国からのマスクの配布状況ですが、今日現在、仁科小学校のほうに130枚、西伊豆中学校のほうに130枚、賀茂中学校のほうに46枚、田子小、賀茂小につきましては今のところ配布がないという状況です。これからの配布状況は町長が申し上げたとおり、国のほうでやっておりますので、どのようになるかわからなという状況です。

○議長（山本智之君）　堤和夫君。

○９番（堤　和夫君）　それでは次の４、特別定額給付金について。私の所に来た特別給付金のパンフレットなんですけども、これには、お早めにお手続きくださいますようお願いしますと書いてあるんですね。お早めにやれというふうに言っているのに、期日がいつまでですよというようなあれが載ってないんですよ。だから、もしこれ、今町長が言った、８月14日ですというのであれば、ちょっと載せてくれれば町民に対して優しいんじゃないかと思うんですけど、そういうちょっとした心配り、町長いかがですか。

○議長（山本智之君）　総務課長。

○総務課長（髙木光一君）　確かにそちらに記載すれば親切ではなかったかなというふうに思っております。ただ、町内の回覧で当初お知らせをした時には、申請期限を記載させていただき、事前周知はさせていただいております。

以上です。

○議長（山本智之君）　一般質問の途中ですが、暫時休憩します。

休憩　午前１０時０９分

再開　午前１０時１５分

○議長（山本智之君）　休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

堤和夫君。

○９番（堤　和夫君）　それで、定額、特別定額給付金ですね、行政報告でだいたい90パーセント以上送金が済んでいるということなんですけども、これから、申請のない所は再度町から連絡をする予定ですか。

○議長（山本智之君）　町長。

○町長（星野淨晋君）　96パーセント以上がもうお金の振り込みが終わっております。残りの壇上でも行政報告の時にさせていただきましたけども、その案件につきましては、先週末からすでに電話で各個人にご連絡をさせていただいて、なぜ申請されないのか、なくしてしまったとか、やり方がわからないからやっていないのか、若しくは、いらないのかという確認をした中で個別に今100パーセントになるような潰し作業をしております。

○議長（山本智之君）　堤和夫君。

○９番（堤　和夫君）　そうすると、この定額給付金の最終送金はいつ頃になるんですか。

○議長（山本智之君）　町長。

○町長（星野淨晋君）　中にはですね、施設にお入りになられたりなどで、手続きが済まない方もいらっしゃいますので、いつかという期日はわかりませんけども、町としては６月いっぱいぐらいに終われるような形で、できれば進めていきたいと思います。

○議長（山本智之君）　堤和夫君。

○９番（堤　和夫君）　申請が８月14日までということになっているんで、それまでに来たのは送金すると思うんですけど、その後のものは国家がくれるんですから、国家に欲しいというか、国から来ないんじゃないですか。

○議長（山本智之君）　町長。

○町長（星野淨晋君）　ですから、各お一人につき10万円が行き渡るように町としては努力をしております。ただそうは言ってもご本人が辞退をされる方もいらっしゃいますので、それについては国のほうに返金をするような形になっていくのかというふうには思います。

○議長（山本智之君）　堤和夫君。

○９番（堤　和夫君）　次にまいります。（５）の持続化交付金、これ町長の答弁の中でですね、農林水産、私は農林水産省は独立で。携帯で見た時にね、農林水産省は独立になって出てきたんで、農林水産省は産業経済省と別になると思っていたんですけども、産業、経済産業省の中の農林水産省というあれですか。町長の答弁だとそうなりますよね。

○議長（山本智之君）　町長。

○町長（星野淨晋君）　私はそのようには答弁はしておりません。あくまでも持続化給付金につきましては、経済産業省への直接請求、申請という形になりますが、この制度を使って農水省が農業者や漁業者にも適用するということを出しており、この申請については経産省のほうでもお金を出すということでございますので、農水省に申請を出すのではなくて、農業者も漁業者も経産省のほうに申請を出すということですから、あくまでも、経産省の事業に農水省が乗っかっているというものです。

○議長（山本智之君）　堤和夫君。

○９番（堤　和夫君）　これですね、町長、パソコンのＱＲコードからアクセスして、そういうふうな申請じゃなきゃ認められないんですよね。非常に難しいらしいんですよ。ここに豊議員もやったらしいですけども、そういうのが普通、農業者になかなかできないんじゃないかと思うんですけども、商工会を通じてというようなことを、先ほど町長おしゃいましたけど、町の支援というのは、この辺はないんですか。

○議長（山本智之君）　町長。

○町長（星野淨晋君）　そもそもが、国の制度でございまして、町のほうにそういったお叱りをいただいたとしても、私達のほうでＱＲコードではなくて紙で申請をしてくれということは言えませんので、そのへんだけはご理解をいただきたいと思います。商業者につきましては、当然商工会のほうからいろいろなご案内もさせていただいておりますし、商工会のほうに行きますと前年度の収入とか支出いろいろなものが把握をされておりますので、そこに行けばすぐに書類が作れるというものでございます。

当然農業者さんは農協に加盟をされていたり、漁業者さんは伊豆漁協に加盟をされていたりということでございますので、町のほうとしては、農協さんにもお知らせをさせていただいたり、漁業者については、伊豆漁協仁科統括支所を通じて周知を図り、そういった手続きがあった場合には、お手伝いをお願いをしたいということで町の方としては行っております。ただ中にはそれだけではなかなかできない方もいらっしゃいますので、町のほうに来た際には、それなりのサポートはもう既にさせていただいております。

○議長（山本智之君）　堤和夫君。

○９番（堤　和夫君）　そうするとだいたい農業者、漁業者の人数というのは、把握していますか。

○議長（山本智之君）　町長。

○町長（星野淨晋君）　そのへんはですね、農協さんが本来はやっていただくべきことではないのかな。町が農業者、漁業者すべてを把握して面倒をみるということもできません。当然外郭団体として商工会があったり、観光協会があって、観光業者さんは観光協会通じてくださいよ。商業者さんは商工会を通じてくださいということをやっているわけでございますので、それはそこの各担当と言ったら変ですけど、業種の元締めというか、取りまとめをされてる団体が積極的にやっていただくべきだと思います。ただ、そこから漏れたもので相談が来ることについは、町のほうとしても積極的に関わっているというものです。

○議長（山本智之君）　堤和夫君。

○９番（堤　和夫君）　では次の６番、どのように取り戻すか、授業の遅れ。町長の答弁だと一番カリキュラムが組みやすいというんですけども。このへん教育長、本当ですか。時間がそんなに余っていますか。

○議長（山本智之君）　教育長。

○教育長（鈴木秀輝君）　授業実数がどれぐらい減ったかということですが、４月当初は全体で19日間となっておりますけども、そもそもこの19日間は年度当初ですので、小学校の低学年などは半日授業でスタートしていた。小学校、中学校等においても授業参観日であったりとか、あるいは家庭訪問とか、先生方の賀茂地区の研究の総会とか、中高一貫の総会とかそういうもので、５時間目、６時間目がカットされていたとか、もともとカットされていたとかというものがたくさんありますので、実数的には学年によって差はありますけど、だいたい100時間程度不足しているかな、切られてなくなったかなと思います。

他の市町のほうはそれを回復するために、夏休みを確か13日間ほど短くすることになりますけども、その間に連休があったりするので実質的には日数は13日間になると思います。13日間と言いましても、夏の暑い盛りにやることになりますので、下田のほうの学校も冷房が入っていない学校があるわけですけども、給食は出せないということですので、午前中のような授業とか、そういうことは考えているようです。

ですから、私達は５月11日から、ほぼフルに近い活動でスタートしておりましたけども、夏休み中にやる学校においては、フルにやるというのはなかなか厳しい状況にあるんじゃな

いかなと思っております。私達のほうは夏休み等、案については、本来子ども達が家庭でいろいろ過ごせる自由にできる時間ということで確保したいと思っておりますので、予定どおりの形で行きます。

ただ、その削れた分の所はどうするかということですけども、一つに５時間目の水曜日の授業、毎週水曜日は５時間の授業になっておりますけども、ここのところに６時間を入れる。学校によっては、第５時間目がほかの曜日だったりするとこともありますけども、そういうところもですね、授業を入れるなどしていきます。それと、終業式、今まではだいたいどこの学校も授業はやらずに午前中大掃除、終業式をやって下校させるというパターンが多かったですけども、午前中授業を入れて、終業式などは午後のほうに回して行うという形ですね。

それと、先ほど言いましたけど、５月以降も学校行事にために、打ち切りになっている時間があります。そういう所に授業を入れる。あるいは、その行事の中止とか縮小してやる。体育など、運動会などを今までのようにやるのではなくて、ある程度種目をやはり密になるような種目を避けるなど工夫があると思います。

そうするとそのための練習、今までの５時間かかっていた練習が、２時間で済むということになりますので、そういうところも５教科の授業に充てることができるかなとか。そのほかにいろいろな行事で劇団四季の観劇があったけども、そういうものも中止になりましたし、西豆の陸上も中止になったり、そのほかですね、富士見町交流、これも前半の部分、７月に行うものについては中止になっております。

そういういくつか中止になった、校外での活動があります。そういうところがかなりの時間がありますので、そういうところを授業のほう、５教科を中心とした授業に充てるということで、予定していた年間指導要領では週35時間という設定で標準時間が組まれております。それに対する必要時間に対して、今のような工夫をするということ、これですべて収まりきります。今年は指導要領年間35週に対して41週あるものですから、余裕を持ったものがあったわけですね。そういうところに、いろいろな行事をたくさん入れたあったわけですけど、そういうものを削ったりとかすることでできるかなと。

当然小学校等のほうではすべての行事をなくしてしまったのでは、やはり学校生活のメリハリがなくなるとうことですから、必要最低限のものを残すようにして、ですから修学旅行などは、今のところ12月頃に回してなんとかできないか。中学は２月でしたから、２月のほうのところでなんとかできないかといことで、今予定は組んでおります。

ただそれが、今後の状況によってどうなるか、またわかりません。それも中止になってし

まうかもしれません。ですから、そうなった場合は旅行先を変えるとか、あるいは泊りをやめるとか。最悪の場合は遠足程度のもので皆さんとお別れをするとか、そんなものになるかもしれません。それは、今後によってですけども、学校のほうとしては、できれば遠足、修学旅行、そういうものもですね、きちっとやってあげたいという意向でおります。そんなところですけども。

○議長（山本智之君）　堤和夫君。

○９番（堤　和夫君）　局長答弁もう少しこう短くまとめていただかないと、私の質問時間がなくなっちゃうもので、よろしくお願いします。通常のカリキュラムで夏休みも通常にようにできると。教育長は、静岡新聞の記事で、授業時間を取り戻すことばかり考え、詰め込み教育では本末転倒だと述べている。私もそのとおりだと思いますが、文部科学省や県の教育委員会、いろいろ言ってくると思いますが、そのへんはどう対峙するつもりですか。

○議長（山本智之君）　教育長。

○教育長（鈴木秀輝君）　学校のほうにも無理なスピード授業には絶対ならないようにとお願いをしてあります。その結果、今言いましたようにいろいろな工夫、教務を中心として工夫をしてくださって、行事をみんな切っちゃって、何か楽しみのない学校生活にならないように学校で配慮してくださっております。県のほうからとか、いろんな研修会やら何やら、いろんなものが来てますけども、１学期の先生達が行かなければないものはほとんど中止になっております。

いろいろな報告しろだとか、そういう会合に、研修会に来いとかというものはだいぶ中止になっておりますし、それで県のほうでも、国のほうでも年を跨いでゆったりとした指導ができるようにというような方針を出してくれていますので､やりきれなくなったところとか、積み残しが万が一出てきた場合もそういう対応ができるように国のほうでも考えてくれているようです。

○議長（山本智之君）　堤和夫君。

○９番（堤　和夫君）　それでは７番のタブレット端末の充実とオンライン授業についてということで、これも、補正が出る前に通告したもので、町長が言ったように、補正で今回タブレットは小学生から中学生の全生徒に配布されるということなんですけども、配布したのはいいんですけども、授業する教諭、教師というのは、おられるんでしょうか。

○議長（山本智之君）　町長。

○町長（星野浄晋君）　ですから、それも壇上で申し上げさせていただきましたように、手に

入ったからすぐということにはなりませんので、これはそういったものが検討されていき、各教諭がそれに対応できる能力をつけていただけると思います。ただ中にはそういったものが不得手だという方もいらっしゃるでしょうから、その部分では授業に多少なりとも支障が出るというのが、このＩＣＴ（情報通信技術）の良くもあり、悪くもある弱点の部分だというふうに思っております。へたをすると、先生よりも子供のほうがたぶん使い方はすぐに覚えると思います。

○議長（山本智之君）　堤和夫君。

○９番（堤　和夫君）　これ、先生方だけでやるのはたいへんだと思うんで、オンライン教育を充実させるためにですね、今までＺ会とか、そういうところを使って、シート材とかで一緒に教育のプログラムをやっているわけですけども、そのへんのところから講師を派遣してもらうとか、そういうふうな考えはございますか。

○議長（山本智之君）　町長。

○町長（星野浄晋君）　それにつきましては、壇上で答弁をさせていただきましたけども、すでにタブレット端末の整備については、当初予算に西伊豆中、賀茂中に入れる予定がございました。その中でこれはＺ会ではなくて、ベネッセさんですけども、クラッシー（Classy 学校教育のＩＣＴ活用を支援するクラウドサービス）というものを入れ込むことによって、そういった教育プラットフォームを作ることもすでに検討し、予算計上もされておったものですので、今後もこれをうまく使いながら教員が授業しやすい環境というものは作っていきたいというふうに思っております。

○議長（山本智之君）　堤和夫君。

○９番（堤　和夫君）　これ、コロナ後のですね、ニューノーマルとしては急がれる教育課程と思いますが、これを特別に時間というのは取れるんでしょうか。

○議長（山本智之君）　町長。

○町長（星野浄晋君）　時間というのは何を指して言われるのかちょっとわからないんですけど、これ用の授業をするのではなくて、通常ある国語とか算数とか理科とか社会を私的なもので補いをするとかというものに使ってみたりとか、予習、復習をこういったもので活用してみたりということでございますので、あらかじめこのタブレットを使うための授業というものは、特段そんなに必要ないのかなと思っておりますから、通常授業のところに、教員さえその指導ができるんであれば、使っていくことは可能だと思います。

○議長（山本智之君）　堤和夫君。

○９番（堤　和夫君）　このあとの統合の問題にも関わってくるんですけども、このタブレット端末を使った授業、私もどういうふうにこれから小学校、中学校がなっていくんだろうというんで、ちょうど取っている「地方議会人」に新しい時代の小学校、中学校のあり方というような特集が組まれていて、成功している所の事例が載っているわけですけども、小さい所はタブレット端末を使って、少人数のところはやっていると。思えばこれ小学校は、そういうような教育でいて、中学になったら部活なりなんなりというようなことで、だから統合はもしそこの地区の父兄がどうしてもいやだよということであれば、こういうタブレットを利用した教育をして、それから中学は統合して中学に行くというような、こういう考え方も考えられます。そうなると、何億も何十億も使わないで済むと思うんですが、こういうような考え方は町長どう思われます。

○議長（山本智之君）　町長。

○町長（星野浄晋君）　そういう考え方も、無きにしも非ずなのかなというふうには思いますけど。では、地質調査の結果、液状化が予想されるということは、こういったＩＣＴ教育をしようがしまいが、今現状としてあるのは事実です。そうすると、その上に建っている小学校、中学校に行かせている保護者がそれをご納得されるのかということも、また考えなければいけませんので、一概に建物の上物が高額になるから建てない、既存のものを使ってＩＣＴでカバーしろというのは、そもそも議論するものが違いますので、町としては、これができたからそういったものをしないということにはあたらないというふうに思います。

また、壇上でも申し上げましたように、3.11以降、いろいろな津波対策、また避難場所の確保を行っていますけども、残念ながら仁科地区はこの建物もそうですけども、耐浪調査の結果、耐浪性がないというようなことで、仁科地区の方はどこにお逃げになればよろしいのでしょうかということも、加えて考えなければいけませんので、問題を一緒くたにして考えるということはできないというものでございます。

○議長（山本智之君）　堤和夫君。

○９番（堤　和夫君）　それでは、２の（１）小・中学校統合の進捗状況についてということで、これも、統合が遅々と進まず、町長の公約も果たされていないわけですけども、その間に下田、南伊豆、河津、東伊豆の賀茂圏域の学校統合に先を越されてしまいました。この際、ゆっくり考え直して１からもう一度やり直しをしたほうがいいと思いますが、そのへんいかがですか。

○議長（山本智之君）　町長。

○町長（星野浄晋君）　統合が遅々として進んでないのは、私のせいではございません。統合に関するいろんな委員会をし、来年の４月に中学校が統合するということはこれは既成事実として進んでいるものでございますので、全く遅々として進んでいないんではなくて、粛々と進んでいるのは事実でございます。そういったものを捻じ曲げて質問されないようにお願いをいたします。

○議長（山本智之君）　堤和夫君。

○９番（堤　和夫君）　示された案で、一番安い案でも38億3,300円も掛かる。これちょっと掛かりすぎなんでないでしょうか。はじめ、この中学を造る時、20億ぐらいというふうなことで動き出したと思うんですけども、そのへんは私の勘違いですか。

○議長（山本智之君）　町長。

○町長（星野浄晋君）　上物についてはそういった数字は言ったかもしれませんけども、こういったボーリング調査の結果、当然液状化であれば、そういった対策もしなければなりません。また盛土の部分というものも当然あるわけでございますので、今まで言っていたものと追加されたものを別の話として言われるとそういうことになるかもしれませんけども、事業の総額としてそのぐらいになると。当然そこには進入路を造ったりというようなことも含まれての金額になってきますので、そこを混ぜてお話をしていただくとちょっとこちらのほうとしても答弁が困りますので、よろしくお願いします。

○議長（山本智之君）　堤和夫君。

○９番（堤　和夫君）　今進入路の話が出ましたけども、工事車両の進入路、土地の売買契約はどの程度進んでおられますか。

○議長（山本智之君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（真野隆弘君）　土地地権者とは事前交渉はさせていただいていますが、契約はこれからになります。

○議長（山本智之君）　堤和夫君。

○９番（堤　和夫君）　今回、私も統合に関しては、真っ先に統合しろというようなことで進めてきたわけですけども、この金額に驚きまして、いろいろな方法はないのか、仁科小学校の屋上に全員を載せるゴムボート、例えばアメリカ陸軍のゴム製のボート10台ぐらい置いておいて、地震の時にはそれに乗るとか、いろんな方法があるんじゃないかと思って、方策をあれしたわけですけども、町長自信ありげに粛々と進んでいるということですので、粛々と進んでいい校舎ができることを期待して私の一般質問を終わります。

○議長（山本智之君）　町長。

○町長（星野浄晋君）　少し勘違いをされておられるんではなかろうかと思いますけども。中学校の統合は粛々と進んでおります。もう来年の４月に西伊豆中の方が賀茂中に行くことは、これはもう既成事実としてあるわけでございます。ただ、その後、幼、小、中一貫校につきましては、上物が建たない限りは小学校の統合、そして園の統合はできません。これについては、建設が進まない限りは進んでいかないというものですので、その統合の話とこっちの校舎の新設移転の話を混ぜないでいただきたいと思います。

もしかすると、コロナ禍の中でお金がつかなくて、建設が遅れるかもしれません。それについては粛々と進まないわけでございますので、そのへんだけはご理解いただきたいと思います。

○議長（山本智之君）　９番、堤和夫君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

休憩　午前１０時５１分

再開　午前１０時５４分

◇　増　山　　勇　君

○議長（山本智之君）　休憩を解いて再開します

一般質問を続けます。

通告６番、増山勇君。

11番、増山勇君。

〔11番　増山勇君登壇〕

○11番（増山　勇君）　それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。今回一般質問を出す締め切りが早かったもので、状況が刻々と変わっていったということで、答弁も、もうすでにいただいているところもありますので、割愛しながら質問したいと思います。まず、１のコロナ対策についてであります。

５月14日に緊急事態が解除されました。町は、全国でも早く休業支援や経済対策を打ち出し実施しました。そのことは、評価します。しかし、観光関連の見通しは依然厳しいものがあります。それで更なる支援が必要だと考えております。具体的には、水道、温泉の減免、あるいは固定資産税の減免が必要と考えておりますが、町としてはどういうふうに考えてい

るかお答えください。

２点目は学校再開についてであります。県下でも一番早く、こども園、小中学校が、５月11日に再開されました。１番として、コロナに対する生徒への対応についてお伺いします。この件は先ほど堤和夫議員の質問の中で、教育長自身が答弁されておりますので、充分理解をしました。そして、２点目の授業への影響がないか、この点も先ほどの一般質問の答弁の中で答えられておりますので、夏休みの短縮など、今後の授業に影響はないかと先ほど答弁されましたので、充分わかりましたので、省略をさせていただきます。

３番目のですね、この件もＩＣＴ教育の推進について、私の聞きたいのは今後どういうふうなこのＩＣＴを利用して、教育が進むのか、その具体策がよく見えてこないので、今後の方針についてお伺いをしたいと思います。

以上、壇上での質問を終わります。

○議長（山本智之君）　町長。

〔町長　星野淨晋君登壇〕

○町長（星野淨晋君）　それでは、増山議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、大きな１点目のコロナ対策について。

（１）のさらなる支援について。水道、温泉の減免、固定資産税の減免が必要と考えるがどうかというご質問でございますけども、更なる支援はとのご質問でございます。他の市町に劣ることにないほどの支援をしており、今後の財政状況なども考えて慎重に行う必要があると考えております。水道温泉料金につきましては、料金の減免はしておりませんが、温泉料金につきましては、利用していないにも関わらず、定額制という契約上、支払いが発生する状況もありますので、他との整合性なども勘案し、休業した定額制の施設については、４、５月分の料金の７割を町の一般会計で補填する補助を考えております。今議会に補正予算として上程する予定でございますので、よろしくお願いいたします。

次に固定資産税の減免につきましては、今議会に税条例の一部を改正する条例案を上程すする予定でございますが、厳しい経営環境にある中小企業者等に対して、令和３年度１年分に限り償却資産及び事業用家屋に掛かる固定資産税の軽減措置を設けるものとなっております。内容は、令和２年２月から10月までの任意の３ヶ月間の売上高が前年比30パーセント以上、50パーセント未満減少しているものは２分の１、50パーセント以上減少しているものは全額免除するというものでございます。この措置による減収額、これは一般会計の減収額でございますけども、これについては全額国庫で補填をされるということになっております。

次に大きな２点目の学校再開について、(１)コロナに対する生徒への対応につきましては、学校を再開するにあたり、教育委員会で学校再開のガイドラインを作り、対応をしております。再開後、通学したいものの不安をぬぐえないご家庭、児童生徒の欠席につきましては、自主休校とし、欠席扱いにしない対応も取っております。また、その児童生徒には、担任がプリントを配布するなど、自主休校による学力の差がなるべく出ないような取り組みも、きめ細やかな対応をさせていただいており、最前線で子ども達と向き合っている教師の皆さまには感謝しかございません。

次に（２）の授業の影響はないかとのご質問でございますけども、全くないことはございませんが、影響は最小限に抑えられていると思います。ただ、堤議員にもお答したように、今後の状況次第ということになると思います。

次に（３）ＩＣＴ教育の推進についてでございますが、これも先ほど堤議員にお答えをしたとおりでございます。

以上、壇上での答弁を終わります。

○議長（山本智之君）　増山勇君。

○11番（増山　勇君）　コロナ対策の更なる支援について、再度お伺いしますけども、固定資産税の減免、これは税条例の改正で今議会に提案されておりますけども、これはそもそも国の施策としてどこにあったのを、どこにあったって言い方悪いですけども、臨時交付金の中の項目にあったのか。それとも全くこの件は別の施策として国が提案しているのか、そのへんはどういうことになったんでしょう。

○議長（山本智之君）　町長。

○町長（星野淨晋君）　担当の窓口税務課のほうで答弁をさせます。

○議長（山本智之君）　窓口税務課長。

○窓口税務課長（渡邉貴弘君）　今回の固定資産の関係でございますけども、これは税条例の改正の中で、今回国のほうで改正がございました。それに伴って西伊豆町の税条例の中で同じく改正ということをやっております。

○議長（山本智之君）　増山勇君。

○11番（増山　勇君）　すみません、聞き方が悪かったと思いますけども、コロナ対策として政府がいろいろと対策を立てております。その中の一つとして、この固定資産税の減免、あるいは減免ですよね、そういったことが国として国会のほうで改正をされてここへ来ているのかということ。あるいは、臨時交付金ですか。その中の実施項目の中にこの固定資産税の

減免というのが入っていたのかどうか。その点だけをお伺いします。

○議長（山本智之君）　町長。

○町長（星野淨晋君）　この固定資産税の減免の税条例の改正については、国のほうから来ておりますので、国の指導に伴って、私達もやっておるわけでございますけども、その中の情報では全額国庫で補填されるということは伺っております。ただこれが、臨時交付金を使えということを国が言っているかと言うと、そういうふうには今のところは言われておりませんので、別枠で来るんではなかろうかというふうには思います。ただ、国のほうの予算規模もありますので、もしかするとそういったものを使って措置をしてくれということを言い出すかもしれません。

それは昨日の西島議員のお答えをさせていただいた時にも、少しお話をさせていただきましたけども、１次については既に7,000億が消化され、残りの3,000億円については夏以降に詳細がわかるというものでございますけども、国のほうで今、閣議決定がされて、今度国会に上程されるであろう２次の給付金、交付金のほうについては、極力丸太で来るような噂も聞いております。

ただ、中には公共交通機関の減収をそれで補填をしなさいとか、医療機関の所に補填をしなさいとか、いろいろな注文を今、国が言い始めておりますので、もしかするとすべてに色がついて町で使えるお金が少なくなるということも考えられますので、一概に今こうだということはたぶん、６月の11日に国会が通過するという見込みだそうでございますので、それが通ってみないことには私達のほうではなんともお答えができなということでございます。

○議長（山本智之君）　増山勇君。

○11番（増山　勇君）　戻りましてですね、温泉の方はこの補正の方に載っかってその説明していただきましたけども、その説明があると思うんでね。改めて私は温泉の件については、定額制だけではなく、前から言っているように民宿等の利用者にも減免を拡大すべきではないかと思うんですけど、その点はいかがでしょうか。

それともう１点は水道なんですよ。水道の使用についても、ほとんど休業している中で、使われていないんではないかと。これ利用体系が違うもので、一概には言えませんけども、その水道料金の減免も町として考える必要があると思うんですけども、その点はいかがでしょうか。

○議長（山本智之君）　町長。

○町長（星野淨晋君）　温泉につきましては、議員もご承知の通り定額制で、使わなくても一

定料金支払わなければいけない所に限定をさせていただいております。これ民宿さんもというお話になりますと、民宿の場合は、民宿の経営者の方が日ごろ温泉をご利用になられているということも当然ありますので、そこまで減免の対象を広げてしまいますと、個人線で引かれている方、なぜ民宿が良くてうちが駄目なんだということを言われる可能性が出てくると。加えてじゃあ温泉を使っている方は減免されるんだったら、俺は水道を加熱してボイラーで加熱してですね風呂に入っているけども、なんであいつの風呂はタダで、おれの風呂はただじゃないんだということになりかねないということが懸念されるので、あくまでも線引きとしては契約上使ってなくてもお金がかかっている所、しかも４、５月休業をいただいた所ということで、設定をさせていただいたものでございます。

水道料金については議員もご理解をいただいているかと思いますけども、パイの大きさで契約の金額は変わりますけども、使わなければ超過料金というのはかかりませんので、そこで基本料金だけはお願いをするという形で、そのまま行こうというふうに考えております。

○議長（山本智之君）　増山勇君。

○11番（増山　勇君）　温泉の件ですけども、この３ヶ月、あるいはもちろん期限を区切らないとどうにもならないと思うんですけど、民宿のほうも、営業から個人に切替えるとか、特例として。そうして料金を減免というか、利用料金を下げるという、そういう考え方はなかったのか。民宿は個人でも使っているからと、いっしょくたにすることなく、一つ一つ民宿を調査して、そしてお客さんが来てない所、あるいは休業していた所への支援ということは、私はすべきだというふうに思いますけども再度その点は、民宿の個人線に切替えるということは、そんなに料金は変わらないんでしょうか。その点だけお伺いします。

○議長（山本智之君）　企業課長。

○企業課長（村松圭吾君）　温泉の方は、営業と家庭用で料金の体系が違ってきておりますが、その時には必ず加入金をいただいて営業用と家庭用に入っていただいております。仮に今、議員がおっしゃるように営業用を家庭用にした場合はいいんですけども、今度は家庭用をもう一度営業用にするとなると、加入金がまた新たに発生するのが条例上出てますので、なかなか一概に簡単に料金を、営業用から家庭用に変えるのは難しいかと思います。また、水道料金のほうは、先ほど町長のほうは口径によって違うような言い方をされたかと思うんですけど、加入金は違うんですけど、水道料金に関しましては、一律に金額は同じでございます。

○議長（山本智之君）　増山勇君。

○11番（増山　勇君）　私はコロナ禍の中での特例としてね、そういったことも検討すべき。

今、企業課長言われたのは、今まで通りの条例、あるいはそういうことを元に答弁されてますけど、今本当に、この非常事態だというふうに捉えないと、お客来てないんですよ。そういった所に民宿の皆さんも、料金が加算されたら非常に酷ではないかと。ですから、本当に特例として、せっかく定額制の７割を補助しようとする考えをお持ちで、そのことは評価しますけどもね、我が町は民宿等もたくさんありますので、そういった所にもやっぱり配慮すべきだと私は思うんです。ですから、今、企業課長言われたのは、今まで通りの発言をされているわけですよ。まさにそういったこと取っ払って支援をしていかなきゃならないと私は思うんで、ぜひそこは、これ町長ですよね、町長がぜひそういう判断をしていただいて、検討にしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（山本智之君）　町長。

○町長（星野淨晋君）　ちょっと課長の答弁が、増山議員の質問された趣旨とはちょっと違うのかなと僕も捉えたんですけど、要は個人の方の基本料金とそもそも民宿の基本料金が違うんじゃないかと。それを自分のお風呂で使うんだったら、個人の契約と同じ金額まで下げてその部分の減免をしてやってはどうかということなのかなというふうに思います。これもですね、一概に今ここでどうするかということは、なかなか結論は出ないことでございますし、もしそれをやるということになった場合には、一般会計のほうから繰入をしなければいけない。今後、もしそれをすると４、５月を休んでいた大手のところが、７割ということで、お願いをしてますけど、そこと不公平感が出るだろうというようなお話が、もしかして出てくるのかもしれません。なので、そういったものを検討して結論は出したいというふうに思いますので、ここできっちりやらないということではなくて、検討はさせていただければというふうに思います。

○議長（山本智之君）　増山勇君。

○11番（増山　勇君）　ぜひ、検討していただきたいと思います。それで私は、今度の事態で、特に観光関係は、まだまだ影響が続くんではないかと非常に心配してます。最悪の場合は、ホテルそのものが休業でなくて休止される恐れもあるんではないかと、そういう状態なんです。今まで西伊豆町は観光立町というふうに盛んに謳われて、その主体的に支援策を次々と打ってこられましたけど、町として、まちづくり課としては、これで収束してお客が来るというふうに踏んでいるのか。あるいは、まだまだ半年や１年、この状況が続くんではないかと非常に心配しています。ですから、そういったことでは各町村が様々な支援策を出しています。西伊豆も当然出しているんですけど、それぞれの町としていろんな知恵を出し合って、

なんとかしたいということで頑張っているんですね。

根本は国のほうがもっともっと金を出してくれれば、非常に町としてもやりやすいんだろうと思うんですけど、なかなかそうは今国のほうは、なっていないと非常にもどかしいんですけど、本当にコロナが収束して今まで通り経済が回っていくかというんことになると、とてもそういうふうには考えられないんでね。ですから質問としては、今やられているいろんな支援策、更なる支援策というのは、当然考えていかないと、最悪の事態を迎えるんではないかと思うんですよ。ですから、そういった点、当然国に対しても第２次補正でも、まだまだ足りないというふうに私は思っているんですけども、その点が、これは国に対しても言っていただきたいし、町としても独自の支援を考えておかないとたいへんな状態になるというふうに思うので、そのへんについて、町としての今後の考え方だけをお聞かせください。

○議長（山本智之君）　町長。

○町長（星野淨晋君）　これはですね、ちょっと日にちは忘れてしまいましたけど、県知事の発言を受けまして、バイ・シズオカ　バイ・ヤマナシ　富士山キャンペーンというものを打たせていただきました。そのほかにもGo Toキャンペーンに絡めたものであったりとか、ＯＴＡ（オンライン・トラベル・エージェンシー）の関連は今後していこうというふうには思っておりますけども、そもそも観光が成り立つ俎上はどこにあるのかというふうに言うと、私は平和であって、人々が安心していないと、たぶん成り立たないんではなかろうかと。

このコロナに関しては、平和は平和だと思います。戦争が始まっているわけではありません。ただ、皆さん不安なわけですよね、旅行に行くにしても、行った先でもらったらどうしよう。もし私が持っていて誰かに移したらどうしよう。来られる側も、呼び込みたいんだけど、来た人が持っていたらどうしようという不安の中に置かれている状況でございまして、それがありますから、人が動きが取れないということになります。

昨日の東京都の数字はもう30人を超えたということで、ある意味病院で出てしまったクラスターについては、これはもうしょうがないといったら変な話なんですけども、やはりそういった患者さんがいる限り、そのリスクというのはなくなりませんので、これはしょうがないとは思いますけど、やはり夜の街で拡散されたクラスターがあるんではなかろうかという推測が出ております。コロナの場合はインフルエンザと違いまして、すぐに症状が出ないので、もしそこに行っていた方が２日後とか３日後にこちらに来る可能性がゼロではないわけですね。ですので、できれば県境を封鎖をしていただいて、ゼロの所ずつが繋がっていくことによって、僕は経済活動はできると思うんですが、今の日本の国の法律ではそういったこ

とができないので、ちょっとそこは難しいのかなというふうに思います。

これは昨日たぶん堤豊さんの質問の時にも言わせていただいたかと思いますけども、中京の３県は繋がっているわけです。今回旅行してもいいと。うちは山梨県と繋がっているわけです。九州だって、ある意味福岡を抜かせば、そこから下の県はもうゼロが１ヵ月近く続いているわけですよ。なので、ここが動かないというのはどういったものかと言ったら、福岡さえ封鎖をすれば、動かしたって今のところ影響はないんではなかろうかというふうに思いますけども、そこができないこのジレンマがやっぱりありますので、いっそのこと全部来ないでくれとか、県内だけの旅行に留めてくれというようなことになるのかなというふうに思います。

確か三重県内は県民の旅行については半額、県が助成をするようなことも知事が言い始めたりというようなことがありますので、まずは安全が確認されている地区の仲間内だけでうまく経済を回す仕組みをやって、どんどんそれを広げていくという方策を取っていかないと、その不安はぬぐえないのかなというふうには思っておりますので、ぜひそういったものはですね、できるように町としても努力はしていきたいというふうに思っております。

ただ、国の方のGo Toキャンペーンにつきましては、７月末というふうに日にちが決ったかのごとく言われておりますけども、本当にそこが大丈夫なのかということもありますので、状況をよく注視しながら誘客には努めていきたいというふうには考えております。

○議長（山本智之君）　増山勇君。

○11番（増山　勇君）　答弁がいろいろありましたので、一つ再度お聞きしたいのは、今町では、「町からのお願い」とこういうチラシを、これで６回目ですかね、出されているんですけども、最終版、今全戸に配布されたと思うんですけども、バイ・シズオカ　バイ・ヤマナシということで、県知事が提唱されて西伊豆もそれに沿ってですね、山梨県民、そして静岡県民にサンセットコインの20パーセント最高3,000円のプレゼントをしますというふうに謳っておられますけども、なかなかこれを見ても、よくわからないという人もいるし、もう少し町内の人も宿泊施設に泊った場合はこうなりますよともちろん書いてありますけど、町内旅行というふうに書かれるとちょっとピンとこないので、以前東日本大震災の時にやられたように、町の町民の皆さんも宿泊施設に泊ってください。利用してくださいともっと大胆というか、分かりやすい宣伝をされた方がいいんではないかというふうに、これは指摘しておきたいと思いますけども、そういったことで、町内でまず回さないと、ホテルや民宿等もお客が来てないんですから、たいへん厳しい状況が今後とも続くと思うんですよ。答弁になかっ

たんだけど、今後こういう状況が続いた場合に、町としてね、どういう施策、対策を考えておられるのかということをお聞きしたいんです。

○議長（山本智之君）　町長。

○町長（星野淨晋君）　その「町からのお願い」と一緒に、バイ・シズオカ　バイ・ヤマナシキャンペーンのお便りも一緒に各戸配布させていただきましたので、そこには詳しく5,000円から１万円についてはいくらとか、１万円からいくらについてはいくらというものが書いてありますので、そちらをご覧いただければというふうに思います。確かに分かりにくい部分については分かりにくいということなのかもしれませんけども、なかなか人を集めて説明をするという機会が今作れる状況ではありませんので、なるべくわかりやすい配布物で周知を行っていきたいというふうは思っております。

ただ、このバイ・シズオカ　バイ・ヤマナシ　キャンペーンをやったことによって、山梨県の方からツアーを組みたいというような旅行代理店さんもお話をいただいておりますので、一定の効果は出はじめてきているのかなというふうには思っております。議員がおっしゃるように、なるべく町内、そして県内で経済を回さなければいけないということは、町のほうとしても認識をしております。今度これがずっと続いた場合はどうするかというようなことになりますと、当然最悪の事態というものは、町としても想定はしておりますけども、そこの施設を買い取るであるとか、何をするということは当然できないわけでございますし、もしやった場合には相当な金額でございますので、西伊豆町の財調がすべて飛んでいくぐらいの覚悟をしなければいけません。なかなかそれをやるということは難しい訳でございますから、誘客を図ったり、なんとか梃子を入れて、維持をしていくように努めたいと思いますし、今後も国、県に支援というものはお願いしていきたいというふうに考えております。

○議長（山本智之君）　増山勇君。

○11番（増山　勇君）　１番のこの件については、これから午後からですかね、補正予算、そして条例改正もありますので、その時にまた質疑を行いたいと思いますので、この点は終わります。

２番目の学校再開について、再度お伺いしますけども、１番２番については、すでに答弁されておりますのでね、充分本当に先生方にはたいへんな思いをされながら対処されていると思います。また、西伊豆は30人学級というか、２メーター以上、１メーター以上離れてね、生徒が少ないおかげで、おかげというか変な言い方だけども、なんとかクリアしているように見受けられますけども、そういう中でも最初にガイドラインを作成し、そしてそれに沿っ

て生徒の皆さんには指導されているという、これもある程度理解をいたします。授業の影響はないかというのは、西伊豆町は５月の11日に再開したことによって、ある程度のもちろん影響はあるというふうに教育長も言われておりますので、学校だよりにも６月より４年生、５年生、６年生は水曜日だけ６時間授業にしますというお便りが来てますけども、そういったことで徐々に回復しているのかなというふうに理解をしております。

最後というか３番目のこの将来のあり方、このＩＣＴ教育を推進するという町の総合計画にも謳われておりますけど、どんなふうな形でこのＩＣＴを活用されて、この西伊豆町の教育に活用されていくのかを、何か具体的にこういうものはすでにやっているというか、これからこういうふうにしたいとかというそういうものがあれば、ぜひ答弁を願いたいと思います。

○議長（山本智之君）　教育長。

○教育長（鈴木秀輝君）　ＩＣＴですけども、今、各教室、パソコン室にだいたい学校によって20台から40台とかというものがあります。余裕を持ったパソコンがあります。それと、タブレットがだいたい10個ぐらいずつはありまして、今子供たちもグループで使える、あるいは担任が提示するのに使う、そのような形でできています。現在タブレット等の使い方については、体育の授業などで、子ども達、自分たちで演技したものを撮って、それを観ながらグループで話し合ってどこをどうしたらいいだろうということで、自分たちで課題を見つけて解決していくというような授業が、今取り入れられようになってきております。そのほかの音楽でも似たようなことがやられているところです。

今、プログラミング学習というのはありますけども、言われてますけども、中学の技術科の授業で行われていますけれども、小学校段階でも始めるということで、田子小などが、田子小、仁科小が先進的に取り組んでいる所がありますけども、この夏休み中にですね、田子小学校においてクラッシー、じゃなかったスクラッチ（Scrach ８～16才向けの無料の教育プログラミング言語及び開発環境））というプログラミングにつて、小学校の全先生方の研修会を予定しております。これも夏にそういう研修の時間が充分に取れるという体制になったということで、これも可能になったかと思います。

それと、これからのことですけども、先ほど町長が言ってましたクラッシーというものの導入ですけど、これを使いますと、よくテレビなんかでやっているオンライン授業ですね、あのようなこともできます。けれども、ああいう緊急時の授業だけでなくて、普段の授業の中で子どもがクラッシーの中でいろんな教材が用意されておりますので、それを教師のほう

はそのいろんな動画、映像を使ったわかりやすい授業が展開できます。子供は家に帰ってと言うか、学校で授業の中で自分にあった問題を選ぶことができます。数学の文字式なら文字式の中で到達度に応じて自分にあった問題を選んでできる。その結果を先生に送ると、先生のほうでは、どの子がどういう問題を取っているかを集約して、それぞれに採点して返してあげられるということで、個々に応じた教育ができるようになるかと思います。子どもも今まで教室で先生に質問しにくかったのが、一人一人質問できますから、ほかの子の目を気にしないで質問しやすくなる。そういう利点も出てくるかと思います。

家に持ち帰ってやることについは、タブレットを持ち帰らせるかどうかはまだはっきりしておりませんので、まだ検討中ですので、緊急時ならばそういうことも可能かなと思います。ただそれにしてもネット環境がすべての家庭がそういうネット環境があるわけではないですので、そこが一つの課題になっているかと思います。

○議長（山本智之君）　増山勇君。

○11番（増山　勇君）　今、タブレットの話もありましたけども、補正予算、そして当初予算に乗って、予算としては乗りました。実際にですね、あの、生徒に行き渡るには今年度中に行き渡るふうに当局は考えておられるのか。その点だけをお伺いします。

○議長（山本智之君）　町長。

○町長（星野淨晋君）　これは残念なお話になるかと思いますけども、４月の初旬にこういうことも想定されて、町としても先に買おうかという話をしたんですけども、子どもの数が350、60いたんですけども、50台しか手に入らないという現実がありましたので、ちょっとこれは無理だなというふうな判断をしました。

この理由は、このコロナ禍の中で部品が中国から入ってこないというようなことも当然ありますし、全国でこのＧＩＧＡスクールで、タブレットを今から全生徒に買うという国の大方針が出てきましたんで、とてもとても台数が足りるような状況ではありませんので、予算は組みますけども、残念ながら今年度中の導入はたぶん不可能だと思います。来年もいつになるのかわからないのが現状でございますので、なかなかお答えはしにくいんですけど、それが事実です。そのぐらい必要なんだけども手に入らないという変なジレンマがありますので、ＩＣＴ教育とお題目を唱えるのはいいんですけども、全くそういったものは、今年度中はできないというご理解をいただくしかないのかなというふうには思っております。

○議長（山本智之君）　増山勇君。

○11番（増山　勇君）　いずれにしても、国のほうはどんどん施策をですね、打ち出すのはい

いんですけど、今町長が言われたように、本当に末端まで届くにはいつになるんだろうというふうに、ほんとうに要するに国の省庁というか官僚の皆さんは本当に現場のことを知っているのかというふうに疑わざるをえないような施策が次々と出てくるわけですよ。おかしいなと思うものがあるんですけどね。今、町長言われたようにタブレット一つをとっても、国はやれと言うんでけども、町も予算をなんとか確保して予算化するけど、現物が来ないとなるとね、全く言っていることと実際やっていることが違うというふうな事態がこの点についても、やっぱり見受けられると。本当に今の政府はどういうふうに考えているのか全くよく理解できないような状況になっています。

今、教育長のほうから、プログラミングとかと、いろんなことを使いながら学習に活かすということを、ぜひ私自身が思うに先生方もたいへんな努力が必要かと思うんですけど、そういったことについて、西伊豆町としても充分に進んでいっていただきたいというふうに思いまして、今回の一般質問を終わります。

○議長（山本智之君）　11番、増山勇君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

休憩　午前１１時２４分

再開　午前１１時２６分

◎説明の訂正

○議長（山本智之君）　休憩を解いて再開します。

町長。

○町長（星野淨晋君）　先ほどの増山議員の一般質問の件で、固定資産税の減免の件で答弁をさせていただいたんですども、今年度の固定資産税を評価してお支払いいただくのは、来年度になるわけですので、今年度のお支払いをいただくものではなくて、来年度支払うものが減免されるので、そこに国のほうからお金が来るということになりますから、懸念されていた２次補正の中でそういったものが入るんじゃないかというようなことはないんではなかろうかと。来年度国のほうの予算がどういう付き方をするのかわけいませんけども、一応としては補填額はすべて国のほうで見るということで、改めて答弁させていただければというふうに思います。

◇　芹　澤　　孝　君

○議長（山本智之君）　一般質問を続けます。

通告７番、芹澤孝君。

４番、芹澤孝君。

〔４番　芹澤孝君登壇〕

○４番（芹澤　孝君）　ではさっそく質問に入らさせて頂きます。

最初にコロナウイルス感染症対応地方創生交付金いついて。

５月１日､新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ついての報道がありました。臨時交付金１兆円の配分は、都道府県単独事業に約3,500億円、市区町村単独事業に約3,500億円、国と地方の共同事業に約3,000億円、交付限度額は、国の補助事業等の地方負担の算定額と地方単独事業分の算定額の合計とされています。市町村単独交付金を受けるには、事業の実施計画の提出が必要要件となっているわけですけど、当町の実施計画はどのような内容でしょうか。

２番として、コロナウイルス対策の支援について。

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援がありますが、受付及び相談窓口が役場となっている支援がいくつかあります。

①として、国民健康保険税、後期高齢者保険料、介護保険料、国民年金保険料の減免、

②として、地方税の猶予制度、③住居確保給付金、④生活困窮者自立支援

①から④までの制度は役場窓口となっていますけど、現在までの対象者の窓口は利用状況はどのような状況でしょうか。

次に、介護従事者の確保についてですけども、介護人材の不足は、全国的に深刻化し現場の負担は増えています。その結果多くの老人福祉施設が、業務内容を縮小して運営しています。介護人材の確保は一企業だけで解決することは難しく、先進の県及び市町は、介護人材確保のための支援に取り組んでいます。介護人材の不足は当町においても深刻ですが、介護人材確保の取組みについての考えはどのように考えているのでしょうか。

次に、配食事業について。

平成27年の配食事業の見直しにより､平成26年度には利用者負担を含む配食総事業費2,198万8,640円のうち、町の事業負担分は1,366万9,140円でありましたけど、平成27年度の町負担分は223万5,600円と大きく減少しました。それに伴い平成28年度には利用者負担金も50円引き下げが行われ、１食あたり450円となり、利用者にとっても町の減額分に比しては十分とは

言えませんけど、事業見直しの成果があったといえます。

しかし、今年４月から利用者負担金を470円に値上げしたとのことですが、利用者にとっては事業見直しの成果が消えそうな金額で且つ、この事業の厳しさが窺えるものですけど、配食事業見直し後の事業運営の推移はどのようになっているのでしょうか。

以上です。

○議長（山本智之君）　町長。

〔町長　星野淨晋君登壇〕

○町長（星野淨晋君）　それでは、芹澤議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まずき大きな１点目のコロナ対策の交付金等について。

（１）コロナウイルス感染症対策地方創生交付金について。

当町の実施計画はどのような内容かとのご質問でございますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、営業自粛を要請した町内の事業者に経済効果を波及させるとともに、マイナンバーカードの取得率の向上と、キャッシュレス決済の推進を図るため、事業名称を電子地域通貨を利用した地域経済活性化事業とした計画書を作成し、国のほうに提出をいたしました。具体的な内容は、現在行っておりますサンセットコインの配布と、サンセットコインでマイナポイントを受ける利用者に対し､5,000円分の町独自のプレミアムポイントを上乗せするもので、交付対象経費の総額は１億200万円、臨時交付金の限度額は7,609万5,000円となっております。

次に、（２）のコロナウイルス対策の支援について。

①国保、後期保険料、介護保険料、国民年金保険料の減免。

②の地方税の猶予制度、③の住居確保給付金、④の生活困窮者自立支援、現在までの対象者の窓口の利用状況はとのご質問でございます。

まず①の国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料については、現在のところ相談はございません。国民年金は、法定受託事務でございますので、町が審査及び決定はできませんが、免除申請を３件受け付け、年金事業者へ送付をいたしました。

次に②の地方税の猶予につきましては、随時相談を受け付けております。現在のところ税の徴収猶予を４件許可いたしました。そのほか、申請には至っておりませんが、５件の相談がございます。

③の住居確保給付金、④の生活困窮者自立支援につきましては、社会福祉協議会が相談窓口となっております。

次に大きな２点目の介護従事者確保について。

（１）介護従事者確保の取組みは。介護人材の不足は当町においても深刻であるが、介護人材確保の取組みについての考えをとのご質問でございます。

以前から、介護従事者ものみならず、多くの分野での人手不足があるということは申し上げてきたとおりでございます。そもそも、人口流失が止まらない中にあって、介護従事者のみを増やすということは叶いませんし､人口の社会増を目指さなければ､介護をはじめ看護、観光などすべての分野の人材不足解消にはならないと思います。また、介護職につかれておられる方々の年代も年々上がってきており、退職者数と就業者数が新規就業者数が見合わないということも、就業者が増えない原因だと考えております。

次に大きな３点目の配食事業について。

（１）の配食事業について、見直し後の事業運営の推移はというご質問でございますが、一食あたりの単価を普通食で比較をいたしますと、平成27年度は650円。令和２年度は770円となり、値上げの要因といたしますと、消費税の増税、原材料費や配達コストの値上げが考えられます。また、個人負担を比較いたしますと、平成27年度は500円、令和２年度は470円で、途中に上げ下げはあったものの、個人負担は逆に下がっており、町の負担分は150円から300円と倍増となっております。また、月平均実質利用者数を比較いたしますと、平成28年度は66名、令和元年度は50名となっており、利用者減の要因といたしますと、施設入所であったり、お亡くなりになられたことなどが考えられます。配食サービスは栄養バランス等を考えますと、特に独居の高齢者には必要であるため、昨年度はケアマネージャーを対象にした試食会の開催を行ったところ、利用者の増加に繋がったこともあるため、利用者の利便性を考えながら、引き続き積極的なＰＲも行っていきたいと考えております。

以上、壇上での答弁を終わります。

○議長（山本智之君）　芹澤孝君。

○４番（芹澤　孝君）　まず初めにコロナ対策臨時交付金についてですが、コロナ対策臨時交付金のこの町の単独事業計画というのは、国からの事務連絡及び、Ｑ＆Ａでは交付金申請については、交付金限度により多めの額を上積みして、且つ交付金流用の自由度を確保するためになるべく複数の事業を持つほうがいいとうようなことがあったわけですけど、当町の場合はこのサンセットコインだけということになると、その趣旨から外れているんですけど、どうしてそう単独事業というか、一つだけの事業に絞ったんでしょうか。

○議長（山本智之君）　町長。

○町長（星野淨晋君）　まず、この申請を出さなければいけないのは、先行受付が５月18日まで、最終受付が５月27日までということで、県のほうからお達しが来ております。これは、先ほどからずっと質問が出ておりますように、特例給付金の給付の事務と重なっておりまして、これに人は費やせない。すぐにでも10万円を給付したいということで、そちらに事務を優先的に割いたということも一つ要因にございます。それプラス、国は複数で申請を上げてくれればいいと言いますけども、上げる側は申請本数が増えれば増えるほど事務は増えてまいります。ですから、事務の簡素化も必要になります。加えて、西伊豆町の場合は、給付予定額の7,609万5,000円を満額使っても足りない事業がございましたので、これを充当させてことによって、申請は１本で足りるということでございますので、すべてをトータル的に考えると、この申請の仕方１本で申請するのが、一番事務的な効率もいいし、職員の負担にもならないし、そして国からいただけるものについては満額いただける可能性があるということで、この申請の方法に決まったというものでございます。

○議長（山本智之君）　芹澤孝君。

○４番（芹澤　孝君）　わかりました。この、サンセットコインに全部使うということですけど、この第１次臨時交付金は基金への積み立てが禁止されている中で、この臨時交付金を全額サンセットコイン事業に使う予算案が出されているわけですけど、元来このサンセットコイン事業というのは財調を使って最初は全部やる予定だったんで、この結果、町の臨時交付金7,695万円は結果的には財調に積上ったということと同じになるわけですね。この点は評価したいと思います。

しかし、この地域通貨事業と言われるサンセットコイン事業を、５年継続するのは４割という指摘があるように、たいへん厳しい事業です。この事業の継続を支える面から事業費の拡大をする、この国のマイナポイントの事業に合わせ、この5,000円を上乗せするということ、案は有効だと思って、ぜひやるべきだと思います。しかし、この問題は、この上乗せする対象者が限定される。サンセットコインのマイナポイント事業者、参加者だけとなる。マイナポイント事業でサンセットコインを選ばない人、マイナポイントを持つがマイナポイントに参加しない人、また多くの高齢者などが手続きを煩雑を嫌ってマイナンバーを持たない人もいるわけですね。この部分について、町の上乗せ部分について、上乗せ事業の公平性、透明性が保てるとは思わないわけです。当局の政策としては一般的に公平性であり、機会均等、平等が保たれていることが原則であり、透明性として住民に説明して理解を得られるものでなければならいわけですよ。現状では、それらを満たしているとは思われません。

それに、その分から外れた分の人たちの財源としては、この事業間の第１次地方単独事業と第２次となる国庫補助事業との間は流用は可能であるということを謳っているわけで、第２次計画の時に変更を提出すればその分の財源は十分できると思います。だから上乗せ対象者とならない人に対しては商品券配布とかサンセットコインのチャージとか、同じ額をなんらかの方法で給付すべきでないかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（山本智之君）　町長。

○町長（星野浄晋君）　芹澤議員のおっしゃることも一理あると思いますし、言われている内容は理解はいたします。そもそもこの事業はマイナンバーカードの推進も一つあるわけでございまして、今回電子申請に、オンライン申請につきましては５月１日から申請を受け付けがあって、西伊豆町の場合は約１割強の方達がオンラインで申請をした。その方についてはすでに５月11日に、10万円の振り込みが始まっているというようなこともありまして、そういった手続きの簡素化というものも今後役立ってくる。国のほうではこれを100パーセント国民に持たせるんだということで、今やっているわけでございますので、そのマイナポイントが貰える、貰えない、その権利がないんではないかというふうに言われますけども、マイナンバーカードを取得すれば全員に権利もありますし、これが今後国保のカードと連動するということも、国のほうとしては言っているわけでございますので、それが一概に全住民に該当しないからということにはあたらないのではなかろうかというふうに思います。

加えて、国のほうのマイナポイントにつきましては、これも国のほうがマイナンバーカードを取得して、マイナンバーカードと決済できるものを紐づけすれば5,000ポイント付与するということについては、これは町が行っているものと全く同じことでございますので、仮に町のマイナポイントの上乗せ5,000円が、これが公平公正にあたらないのではないかということをおっしゃるのであれば、マイナポイントの国の出す5,000ポイントも同じ理論になってしまいますので、国のやっていることが正しくて、町のやっていることが間違っているということにはならないんではなかろうかというふうに思います。

○議長（山本智之君）　芹澤孝君。

○４番（芹澤　孝君）　そこを議論するつもりはなかっただけど、国の施策はこの消費税が上がって、それで経済対策として、いくらかでも国内の経済を回すということでそれをやったわけですよ。町の場合はそれはあるけど、だけどこの限られた人口の中で受けられる人と受けられない人が出るということは、ちょっと不公平じゃないかと思います。答弁ありますか。

○議長（山本智之君）　町長。

○町長（星野淨晋君）　マイナンバーカードを申請してお持ちになれば、受けられる権利は全町民にございますので、そこへは不公平感はございません。国の出す5,000ポイントについては、確かに消費税増税による景気対策、それは町としても理解はしております。ただ、なぜ町が上乗せ5,000ポイントをするかということになりますと、紐づけのものにつきましては、WAONも対象になってきます。西伊豆町内のお年寄りの中でWAONをお持ちの方はかなりの数がいらっしゃると思いますので、もしスマホを持っていなくて、連携させるんであればたぶんWAONに流れるんではないかと。もし、WAONに流れますと、松崎町にありますマックスバリューを始め、大手の所にすべてお金を持っていかれることになりますので、最終的には東京に吸い上げられる。若しくはWAONはイオングループですから三重県に吸い上げられるという形になります。それをなんとか町内の中で景気循環させるためには、町内でしか使えないＣＨＩＩＣＡを使うことによって、そのお金をすべて町内で確保することはできますので、よほど経済効果は出るという部分で5,000ポイントの上乗せをして町内の景気刺激、そして町民のいろいろな面でお困りになっている方の手助けになればいいなということで、考えております。ですので、対象は全町民が対象でございますので、不公平感はないと思います。

○議長（山本智之君）　芹澤孝君。

○４番（芹澤　孝君）　対象って、計算では5,000人対象と書いてありましたよね。それで経済効果、経済効果ということを問題点にしてますけど、私としたら、その5,000人であと7,400人か、受けられない。対象としてないことは、不公平者ないかとそういうことを言っているわけですよ。そのへんどうですか。

○議長（山本智之）　町長。

○町長（星野淨晋君）　中にはですね、若い方なのでPayPayに私はしたいんだといって、ＣＨＩＩＣＡにされない方も当然いるわけでございますし、今私もau PAYを使ったりしますので、これのほうがいいよという方は当然ＣＨＩＩＣＡのほうには流れないわけですから、全部を含むことは不可能であるということから、あくもでも5,000人ということで試算はしております。ただ、議員のおっしゃるように全町民が対象なのであれば、全額盛れということはできますけども、最終的に決算の時に不用額というもの出て来る可能性もありますので、その不用額に関しては町のほうは極力見るべきではないと思っておりますから、試算の中で何人掛けるいくらという事で、金額を設定してるのは事実でございます。

　ですから、金額と対象者の数が違うと言われればそのとおりでございますけども、趣旨としては、そういうものです。経済対策というふうに言うけどというふうに今おっしゃいます

けど、仮にWAONに国のマイナポイントが5,000円付与され場合は、5,000円だけがそこのお買い物に使われるわけではございません。これは当然２万円をそこに入れないと5,000円の上乗せは来ないということは、２万5,000円が町外に出ていく可能性があるということでございます。ですので、この２万円も含めて、２万5,000円を町内で還元させてためには、町内のみ使えるＣＨＩＩＣＡを入れていただくことによって、この金額が町内で動くということですから、経済対策になるんであろうというふうに町のほうとしては踏んでおります。

○議長（山本智之君）　芹澤孝君。

○４番（芹澤　孝君）　不用額とかなんとか言ってますけども、予算は、財源はこのさっき言ったように、第２次計画を出すときに国庫補助事業の、その時に変更が可能だというわけで、それも盛れるわけですよね。そのへんもう一度全員に公平に5,000円分行き渡るような方法を考えていただきたい。

次にですね。

○議長（山本智之君）　一般質問の途中ですが、暫時休憩します。

再開は午後１時とします。

休憩　午前１１時５６分

再開　午後　１時００分

○議長（山本智之君）　休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

芹澤孝君。

○４番（芹澤　孝君）　臨時交付金の件ですけど、今後、国庫補助事業の第２次実施計画を提出することになるわけですけど、第２次交付限度額は国庫補助事業等の地方負担額と第１次交付金限度額の残りを基礎として算定した額を第１次交付金限度額に追加した額となる見込みです。国庫補助事業として、対象としては、国はメニューとして介護施設への予防介護品等の支援、学校施設への情報機器整備によるパソコンの拡充、遠隔学習強化等がありますけど、第２次交付実施計画についてはどのように考えているんでしょうか。

○議長（山本智之）　町長。

○町長（星野淨晋君）　これが、交付金の１兆円の内訳のことを議員は質問されているんですけども、7,000億円については先ほどから議員おっしゃるように締め切りも終わりましたし、

町としても出しました。ただ、残りの3,000億に掛かる部分については、実は全く通知が来ていないのが事実でございまして、この１次についても、５月１日に県のほうから書類が回ってきましたけども、２次の提出については国庫補助事業中心として、今後改めて案内が来る予定ですということで、時期未定です。

ですので、これがいつになるかによって、私達はそれに対応をしていかなければいけない。もしかすると夏まで来ないかもというような予測もありますので、今これが該当になるとかならないということは言えません、ただ議員がおっしゃったように国庫補助事業について、その半分町が持つ部分があるんですけども、ここは該当になるであろうというようなことは聞いておりますので、できればＧＩＧＡスクールであったりという国庫補助事業が、今、西伊豆町にはありますので、そこに該当させていただいて、町の単費の持ち出し部分を解消したいかなというふうには思っておりますが、ただ中身がまだ定かではないので、これということは言えないという状況でございます。

○議長（山本智之君）　芹澤孝君。

○４番（芹澤　孝君）　次にコロナ対策の支援についてですけど、コロナ対策のこの相談窓口というのは、役場としては確立されているんですか。

○議長（山本智之）　町長。

○町長（星野淨晋君）　コロナ対策も多岐に渡っておりますので、どこを窓口という総合窓口は設けておりません。仮に設けますと、そこの総合にいる人間が、すべてのことを把握していないと対応できないということになりますので、なかなか小さな町ではそういったことは不可能だろうと。ただ、逆を言いますと小さな町だからこそ、誰がどの業務をやっているかは、職員間でわかっておりますので、電話が来た時には総務が受けて、これは福祉であれば福祉に飛ばしますし、窓口税務課であれば、窓口税務課に電話を転送すると。逆に下の窓口税務課の所に来られた方が、定額給付金のことで来られた場合には総務課が下に下っていって説明をするというようなことで、なるべくお客さんの困らないような対応には心掛けております。そういった意味では総合窓口はありませんけども、順次お困りの件については、各課が持ち回ってうまく対応をしているということです。

○議長（山本智之君）　芹澤孝君。

○４番（芹澤　孝君）　コロナ対策の支援策というのは、いくつもあって、理解しにくい上に情報が錯綜しているので、住民ははたして対象になるのか、どこに相談、申請にいけばいいのか迷ってしまい、結局何の行動も起こさないで支援の網からはずれるということがないよ

うに、町、窓口で受けれる支援及びその他の直接窓口、役場窓口が支援窓口ではないですけど、国等の支援を受けるための窓口でできるサポート等を、印刷物として住民に広報するべきではないでしょうか。さっき固定資産のことが出ましたけど、あの件なんかも印刷してきれいに対象になるということは、明確になっているわけですよね。そういうふうに印刷物を作って、住民にこういう事なら私も対象になるのかなということがあれば、助かると思うんですけど。

○議長（山本智之）　町長。

○町長（星野淨晋君）　議員のおっしゃるとおりだと思いますので、今後そういったものを作って配布はしていきたいと思います。ただ持続化給付金もそうなんですけど、途中でこれ農業もいいよとか、漁業もいいよ。途中で寺もいいよみたいな話が出てきたりと、国のほうで、ころころころころ政策を変えてくるんで、その時々によって町は対応を変えていかなくてはいけないということも、今の状況としてはあります。なので、その都度その都度ということは、なかなか難しいので、1ヵ月から1か月半スパンで見直さなければいけないんであれば、そういった対策を取りながら、議員がおっしゃるように住民にわかりやすいように、そういったものは今後配布していく方向で検討していきたいというふうに思っております。

○議長（山本智之君）　芹澤孝君。

○４番（芹澤　孝君）　それで、今回コロナ対策の支援として、当町も今回、国保条例改正による国保加入者にも傷病手当金が出るということが、令和２年８月１日に遡って適用される国保条例改正を出しているわけですけど、この内容というのは対象者が感染者及び感染が疑われる者とされており、確定はしてないが発熱等の症状により休業した人も対象となるわけですよね。それで、このような人は今までいなかったのか。今後対象者が出てくる可能性は充分あるということを考えると、たいへん有益な条例改正ではあるんですけども、すでにこの件については、多くの市町が条例改正を行っており、早い所では３月に条例改正を行っている市町もあります。コロナ感染が一山過ぎたと感じがあり、誰しも日にちが経つと申請手続きするのが面倒になったり、忘れるということがあるわけですよね。それで、なぜ国から通知が来た時点で早々にこの専決処分なり臨時会なりでね条例改正をし、広報するということはできなかったんでしょうか。

○議長（山本智之君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君）　今の関係でございますけども、国から発出されています条例の参考例だとか、Ｑ＆Ａを確認しますと、今、芹澤議員がおっしゃいましたように適用期間

が令和２年１月１日からであり遡及適用ができるというのが一つあります。あと、４月16日付で県のほうから事前調査で県内の市町の条例改正についてどのような状況になっているかというのがありまして、そのうち15市町、うちを含めて15市町が６月の議会に上程する。12市町が調整中、８市町が専決を予定をしているというのがありました。賀茂管内の各町へと確認したところ、下田市以外はすべて今回６月議会に上程という話がありましたので、今回６月議会にうちのほうも上程する予定をいたしました。

○議長（山本智之君）　芹澤孝君。

○４番（芹澤　孝君）　現状を聞いているんではなくて、なぜ専決なり、臨時会で早めに条例改正できなかったかということ。

○議長（山本智之）　町長。

○町長（星野淨晋君）　議会のほうから、あまり専決を進めるような発言はされないほうがよろしいかと思います。もしやるんであれば私たちは臨時議会にかけるとか、本会議にかけるのが筋になりますので、ほかの町と足並み揃えて６月議会に上程したということでございますので、なんでもかんでも早ければいいから専決でというのは、ちょっと荒っぽいんではなかろうかと思います。

○議長（山本智之君）　芹澤孝君。

○４番（芹澤　孝君）　次に、介護人材の取組みについてですけど、静岡県は、県として介護人材の確保と定着に向けた取り組みとして､人材不足の要因は賃金水準の低さがあるとして、平成25年から、人事評価による給与体制及びプロモートが確立された環境でのキャリアアップするキャリアパス制度を導入することを介護事業者に促しているわけです。この件に関して市町の役割としては、県と連携、共同して、実地指導、集団指導、施設の指定申請時に介護事業者に制度導入を促すということですけど、町はこのキャリアパス制度導入についてどのように関わっているのかということと、町内の事業者のこのキャリアパス制度導入状況はどういう状況でしょうか。

○議長（山本智之君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君）　町内の事業所で対象事業所が12ありまして、すべての12の業者がキャリアアップ制度は導入しております。町の関りとしますと、今、芹澤議員がおっしゃいましたように、２年に１度実地指導等で事業者に立ち入るわけですけども、その時資料を見ながら、もう一つ上のランクのものが取れますよとか、そのへんの指導等は行っております。

○議長（山本智之君）　芹澤孝君。

○４番（芹澤　孝君）　全事業者がキャリアップ制度を導入して、なお且つ人材不足というのが解決されてないという状況において、ではどういう理由で効果が上がらないと考えていますか。この介護人材不足の解消に繋がらないと考えますか。このキャリア制度が。

○議長（山本智之君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君）　ある社福法人にこのキャリアアップ制度を使って、どんなふうになりましたということを聞いたんですけども、民営化にもなってそれぞれ、その受けるほうというか、入ってくる人それぞれの考えか方もあると思います。能力とか、資格、経験などによって、適切にキャリアアップしていくことで賃金が上がってきます。将来的に明るい展望を持てることから本人のステップアップは期待できるという安心感もできるので、社福法人は効果は出ていると思われるということは言っています。あとは今言いましたように、そこの事業所に入ってくる人それぞれの考え方もあると思いますので、一概にこのキャリアアップ制度を導入しているから、介護離職者が増えないとかですね、入ってくるとか、そのへんはそれぞれの考え方だと思います。

○議長（山本智之君）　芹澤孝君。

○４番（芹澤　孝君）　町として、この介護支援ボランティア制度というのを行っている自治体があります。このボランティアは身体介護はできないわけですけど、介護従事者の補助をすることで、介護従事者の負担を軽減し、間接的に介護人材の確保、定着に寄与しているわけです。そしてこのボランティアをすることで、高齢者にとっては介護予防にもなり、またボランティアの対価として今回始めたサンセットコインのポイントを付与するまで、歯止めになると思うわけですよね。どうでしょうか。この介護ボランティア制度というのに取り組んでみたらどうでしょうか。

○議長（山本智之君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君）　これにつきましても、昨年度からうちの町でも健康マイレージという事業を行っております。この中で地域サロンを運営している方々に、開催日にポイントを運営側に、やっている人たちにもポイントを付与しているような格好で行っておりまして、昨年度までは１ポイントですけども、今年度から５ポイント付けるという恰好で、よりポイントを多くして、やる側の励みにもなるかなということでポイントを変更しております。

○議長（山本智之君）　芹澤孝君。

○４番（芹澤　孝君）　ちょっと最初のとこは聞き漏らしたんだけど、施設に実際に行っているわけですか、支援に。

○議長（山本智之君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君）　今やっているのは、地域サロンと言いまして、地域サロン。例えば各地区の公民館を使ったり、どこかの空き家を使ったりして、有志の方が何人かで、地域のお年寄りを集めて、１ヵ月に何度か教室を開いております。

芹澤議員がおっしゃった、たぶんその施設へボランティアで行ったりとか、そういうことを言っていると思うんですけど、そこの部分はまだうちの町では行っておりません。

○議長（山本智之君）　芹澤孝君。

○４番（芹澤　孝君）　ぜひ、検討してもらいたいと思います。次に、介護人材の確保、定着については、市町村の取組みは、外国籍の介護人材の確保から給付型奨学金制度、初任者研修の補助などいろいろ各市町で行われているわけですけど、全国的に人材不足は深刻でですね、ある統計によれば、この介護職の１年以内の離職率というは38.8パーセントだそうです。それで有効求人率が約４倍という数字があるわけですけど、その厳しさをこの数字は示しているわけですけど、それで、そのような中で回している当町のような山間地域で生活環境に恵まれ、また労働人口が少ないというさらに厳しい状況下ですが、このような状況下に合致するのが、地域おこし協力隊及び移住者の介護従事者を確保することだと思いますけど、ぜひ地域おこし協力隊の介護職及び移住者の介護職のを募集をするべきだと思います。地域おこし協力隊については、目的が地域の活性化にあり、中には生産性のない活動の協力隊もあり、住民の中には税金の無駄使いという批判の声もあり、このような声を払拭するためにも、住民に見える活動を協力隊に募集すべきだと思いますけど、どうでしょうか。

○議長（山本智之）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君）　地域おこし協力隊につきましては、介護関係で現在理学療法士１名を雇用しておりまして、２年目に入っております。今後、地域おこし協力隊として募集する人材としましては、町の健康づくりとか、介護予防事業等の大きな観点からの仕組み作りに関われる人材が良いかなとは思っております。

○議長（山本智之君）　芹澤孝君。

○４番（芹澤　孝君）　現場で苦労する人の募集をしていただきたいと思います。それで、県下高齢化１位の当町において、すぐにも介護人材不足によって、一部施設では運営を縮小している施設もあり、これにより介護難民となった方は、今、病院の地域包括病棟に入ってい

るのではないかと指摘する人もいました。その結果、介護給付は減少するわけですけど、国庫の負担が増えるのではないかと危惧しています。介護体制をですね、維持していくために、町はなにかしらの介護人材確保に取り組まなければならない状況になっているということを認識していただきたいと思います。

配食事業についてですけど、各位にこのなぜ、この問題を取り上げたということを理解してもらうために、簡単に配食事業改善の流れを説明しますと、配食事業見直しの前の平成26年度は総事業費2,230万6,160円であり、総配食数は１万6,639食で、一食あたり値段は1,340円、平均で掛かっていました。そのうち利用者負担が831万9,500円で、一食あたりの利用者負担は500円であったわけです。

この中には、安否確認を含む委託料とは別に材料費まで利用者と当局が負担するという前代未聞の事業の結果、安否確認を含む事業費とはいえ、一食あたりの平均単価が1,340円という高額になっていたわけです。しかも、この委託先が２社あったために、一方は1,500円近い単価となっているのは、でたらめなような事業形態であったわけですよ。この時点で町は、一食当たり、平均840円を負担しており、１食あたり62パーセントを負担していたわけですけど、平成27年には事業見直しにより、町の負担が223万5,600円と一気に1,100万円以上減少したわけですよ。そのような経過の中で、平成28年５月、全員協議会で、配食の利用者負担を下げる案、町内の業者とのバランスがあるので大きくは下げられないとの説明があり、町が200円、利用者は450円、たった50円下げたわけです。この時点で町は62パーセントが30パーセントに負担金が下がったわけです。

しかし、この町の配食は福祉事業であり、町の営利事業者とのバランスを取るという考え方が、そもそも間違っているわけで、その後良心の呵責からか平成29年４月には、420円まで下げましたけど、また平成31年には、442円に値上げして、今回また470円に値上げするというわけですよ。負担割合は、事業改善の数字に戻せとは言いませんけど、少なくても、この50パーセントが妥当ではないかと思いますよ。

それで新事業者も今度修善寺のほうの新事業者、その方達も配達の方向を変更するのかコスト削減に努力しているわけですけど、如何せん食数の減少により利益が上がらないため、値上げは避けられず、現在町は300円負担しているわけですけど、それでも、町の負担は平成28年261万3,000円、平成29年249万2,000円、平成30年244万2,000円と配食数が減ったために事業費も減って、平成27年のこの事業費223万5,600円とそんなに遜色ない額となっています。にもかかわらず、コスト上昇を利用者である個人、高齢者個人に、押し付けるというのは如

何なものでしょうか。今回のこの値上げは、コストは、食数から言うと30万円以下じゃないんですかね。町にとってこの30万円とかこの事業を左右するような金額なんでしょうか。また、町は、まだ1,000万円の改善利益を利用者に還元しない状態で独占した状態、1,000万円を利益改善の1,000万円を独占した状態でいるんじゃないですかね。

以上のようなことを勘案すれば、この利用者負担を更なる値上げしておかしくない状態だと思います。さらに、この事業自体、西伊豆町の食の自立支援事業だけど、その目的は、高齢者の健康福祉の向上を図ることを目的として行っているものです。配食事業者による高齢者福祉について、どのように考えているんですか。

○議長（山本智之君）　町長。

○町長（星野淨晋君）　どのように考えているかと言われれば必要だと思っておりますので、事業を継続しているというものでございます。議員しきりに値段が上がったというようなことをおっしゃいますけど、町が上げたくて上げたわけではございません。これは国の制度上で消費税が上がったりとか、そういったものがありますので、そこを値上げという形でやらなければいけない。配食をもらっている方も、もらっていない普通のお買い物をされている方も消費税は上がっているわけですよね。逆にこれを上げないということになると、なぜ配食の方は消費税が上がったデメリットは享受しないのに、私達は通常の買い物で消費税を払わなければいけないということにも当然なってくるわけでございますから、そこは世の中がそういう動きがある限りは、そういったことも町としては対処しなければいけない。なんでもかんでも町でやれ。1,000万円浮いているんだから全部できるだろうというのは簡単かもしれませんけど、やはりそのへんは先ほども議員も公正公平ということをしきりにおっしゃっておりましたけど、やはり普通に生活されている方、また、独居でいろいろできなくて配食を頼まれる方ということも、ある意味では公平公正というところをどこかで線を引かなければいけないので、こういった対応をさせていただいているというものでございます。

値段が上がったというふうにしきりに言いますけども、議員もご認識のとおり、平成26年や27年に比べれば、基本料金のところは470円と30円マイナスになっているという事実もあるわけでございますので、そのへんを考えていただくと値下がりはしておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（山本智之君）　芹澤孝君。

○４番（芹澤　孝君）　消費税は上がったということは、わかります。それで人件費も切り詰めた。配食数は減った。利益は少ない。分かります。だけど、なお且つ町の負担というのは、

1,000万円以上下げたのに、その利用改善の利益、目に見えない利用改善1,000万円以上、それは利用者とともに、利用者に還元するとともに、負担させない分、その改善利益は半分だったとしても、利用者負担にまわす。それぐらいの気持ちがないと高齢者福祉と言えないんじゃないですか。

○議長（山本智之君）　町長。

○町長（星野淨晋君）　高齢者福祉は配食サービスしかやってないわけでございません。当然バスの500円出していただければ、町は500円出して、バス会社さんが300円泣いて、1,300円のバス利用券が、利用ができるというものをやる。これについては500円町が出しているわけですよね。総額いくらだという話になりますよ。今度これからタクシーのものをやろうか。福祉は増えています。確かに配食だけ見れば減っているのかもしれません。トータルで見れば、福祉というのは、前に比べれば分厚くなってきている部分もあるわけでございますから、そこをトータル的に見て、町として判断をしておりますので、ここで1,000万浮いたからそれを利用者に還元しろと言っても、原資は町民の税金でございますから、この利用者だけに還元するということはできないわけですので、そのへんのご理解もよろしくお願いいたします。

○議長（山本智之君）　芹澤孝君。

○４番（芹澤　孝君）　現状は、この看過することは、高齢者福祉の後退であり、高齢者福祉の切り捨てに他ならないわけですけど、この成功の果実を独占することなく、利用者負担に利益を還元する。それでそういうことを考えていただきたい。

以上で終わります。

○議長（山本智之君）　４番、芹澤孝君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

休憩　午後　１時２７分

再開　午後　１時３３分

◎報告第１号の上程、報告

○議長（山本智之君）

休憩を解いて、再開します。

日程第２、報告第１号　令和元年度西伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

を議題とします。

当局に報告を求めます。

町長。

〔町長 星野淨晋君登壇〕

○町長（星野淨晋君）　報告第１号　令和元年度西伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第２項の規定により、令和元年度西伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、同条同項の規定により報告する。

令和２年６月２日　提出。

西伊豆町長　星野淨晋。

詳細につきましては、担当課長から報告をさせます。

○議長（山本智之君）　総務課長。

○総務課長（髙木光一君）　それでは、報告第１号について説明させていただきます。

１ページおめくりください。

令和元年度西伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

こちらにつきましては、３月定例議会において承認されました５事業の財源内訳を示すものでございます。表の一番下、合計のところを説明をさせていただきます。

前年度繰越額が、２億7,205万7,000円です。

既収入特定財源6,279万5,000円は、ふるさと納税となります。

国県支出金は１億3,721万8,000円で、津波避難施設整備事業と林道施設災害復旧事業、浜川災害復旧工事に対する国及び県からの補助金でございます。そのほかの880万円は、地震津波対策と減災交付金でございます。

一般財源は、6,324万4,000円であります。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（山本智之君）　以上で、報告第１号を終わります。

◎承認第４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君）　日程第３、承認第４号　専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野淨晋君登壇〕

○町長（星野淨晋君）　承認第４号　専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和２年６月２日　提出

西伊豆町長　星野淨晋

１ページをおめくりください。

専決第４号　専決処分書

令和２年度西伊豆町一般会計補正予算（第３号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分するものとする。

令和２年４月27日

西伊豆町長　星野淨晋。

２枚めくってください。

令和２年度西伊豆町一般会計補正予算（第３号）

令和２年度西伊豆町一般会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ７億7,604万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ81億8,104万6,000円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和２年４月27日　専決

西伊豆町長　星野浄晋

詳細につきましては、担当課長から説明申し上げます。

よろしくお願い申します。

○議長（山本智之君）　総務課長。

○総務課長（髙木光一君）　承認第４号一般会計補正予算（第３号）について、説明させていただきます。

補正内容は、新型コロナウイルス感染対策をして、計上させて頂いたものでございます。

歳入は国庫補助金及び財政調整基金の増額、歳出におきましては、特別定額給付金事業等の新型コロナウイルス感染事業として計上したものでございます。

２ページをお願いいたします。

第１表歳入歳出予算補正になりますが、款、項、補正額、計の順に朗読いたします。

まず歳入です。

14款国庫支出金、937万5,000円、４億8,213万9,000円。２項国庫補助金、937万5,000円、３億925万8,000円。

18款繰入金、１項繰入金共に７億6,667万1,000円、26億1,279万4,000円。歳入合計に７億7,604万6,000円を追加し、81億8,104万6,000円としたいものです。

次に歳出です。

２款総務費、7億6,880万円、15億1,772万2,000円。１項総務管理費、７億6,880万円、13億4,158万5,000円。

３款民生費、577万4,000円、10億4,944万5,000円。３項児童福祉費、577万4,000円、8,589万2,000円。

６款商工費、１款商工費共に147万2,000円、13億8,798万2,000円。歳出合計に７億7,604万6,000円を追加し、81億8,104万6,000円としたいものでございます。

３ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書１総括、歳入です。

こちらにつきましては、先ほど説明いたしました第１表歳入歳出予算補正の歳入と同様ですので、省略をさせていただきます。

次に下の歳出です。

こちらにつきましても、第１表と同様ですが、補正額の財源内訳につきましては、ご覧のとおりでございます。

４ページをお願いします。

２歳入です。

14款２項１目１節、総務管理費補助金は特別定額給付金に掛かる事務費補助金と事業費補助金となります。いずれも補助率は10分の10となっております。特別定額給付金事業補助金の1,000円につきましては、科目存置となっております。こちら、国から補助金交付前に住民への早期給付のため、一般財源で対応するよう通知があったことから、先に財政調整基金から繰り入れる予算措置をさせていただきました。最終的には財政調整基金から財源更生をし

て増額をさせていただきますので、今回は科目存置となっております。

次に２目３節児童福祉費補助金の子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金はこちらも補助率は10分の10でございます。

18款１項１目１節、財政調整基金繰入金は先ほど説明をさせて頂きました特別定額給付金分の７億6,519万9,000円とＣＨＩＩＣＡカードの郵送料分の147万2,000円に対応するものでございます。

５ページをお願いいたします。

次に歳出です。

まず２款１項18目、特別定額給付金事業は新たな目となります。１節の報酬につきましては、事務補助員として会計年度職員分。18節の負担金、補助及び交付金につきましては、一人一律10万円の定額給付金となりまして、４月１日での住民基本台帳に登録されている7,652人分を計上してございます。

次に３款３項２目、児童福祉措置費、18節負担金、補助及び交付金につきましては、児童手当一人当たり１万円を上乗せする臨時特別給付金となっておりまして、540人分を計上してございます。

最後に６款１項２目、商工業振興費の11節役務費の郵便料につきましては、ＣＨＩＩＣＡカードの簡易書留郵送代となっておりまして、当初は直接配布を考えておりましたが、新型コロナウイルス対策として、３密を避けるために郵送での送付に変更させていただいたものでございます。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

○議長（山本智之君）　提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

５番、高橋敬治君。

○５番（高橋敬治君）　５ページの２款18目報酬のところですけども、今回、地方公務員法ですか。これが改正されまして、いわゆる特別臨時職員だとか、会計年度任用職員だとか、非常に制度が変わる中で、臨時的任用職員、これが臨時に発生した業務に対して、臨時的任用職員を充てることは従来どおりだよと。じゃあ、どういうことかと言いますと、常勤の職員が行うべき業務に従事すると、臨時的任用職員。今回の場合には臨時的に本来正規の職員が

やらなければいけない仕事が４ヵ月間ですか、これ増えましたよと。そういう時にはこの臨時的任用職員を任用するのが基本だと思うんですけど、そのへんいかがですか。

○議長（山本智之君）　総務課長。

○総務課長（髙木光一君）　確かに制度改正がありまして、臨時的任用職員については、この４月からフルタイムの臨時職員というふうに改正がされております。ですので、今回につきましては、フルタイムでない時間通りの勤務もありますので、会計年度任用職員というふうにさせていただきました。

○議長（山本智之君）　５番、高橋敬治君。

○５番（高橋敬治君）　だから、私が言っているのは、本来正規の職員がやる仕事であれば臨時的任用職員のフルタイムですよ。だからこれを会計年度任用職員パートタイムにやらせること自体が間違っているんじゃないかと聞いているんです。

○議長（山本智之君）　総務課長。

○総務課長（髙木光一君）　緊急的な措置、確かに臨時的任用職員につきましては、緊急的な処置の職員というふうなことな位置づけもございます。ただその場合にはフルタイムの職員について臨時的任用職員というような位置づけに変わりましたので、今回につきましては、フルタイムでない職員ということになりますので、会計年度任用職員という位置づけになっております。

○議長（山本智之君）　５番、高橋敬治君。

○５番（高橋敬治君）　もう一度よく調べてくださいよ。今回の事案というのは、臨時的任用職員を充てるべきだという事例だと私は思います。ですから、他課の会計年度任用職員を使うんでなくて、７時間45分の臨時的任用職員を新たに充てるべきというのが正解だと思いますよ。これいっぺん調べてみてください。金額に違いが出てくるのか知りませんけど、正規の職員がやるべき仕事を臨時的にやるわけですから、７時間45分のフルタイムでやるべきです。

○議長（山本智之君）　総務課長。

○総務課長（髙木光一君）　正規の職員ということではなく、補助的な職員としての今回緊急的な措置の中での任用という形になります。先ほども申し上げたとおり、臨時的任用職員につきましては、制度改正があって、フルタイムの場合には臨時的任用職員の位置づけ、今回につきましては補助的な部分の任用ということですので、会計年度任用職員というふうになります。

○議長（山本智之君）　ほかに、ございませんか。

４番、芹澤孝君。

○４番（芹澤　孝君）　５ページの特別給付金ですけど、この申請書に、間違っていらないにチェックしたという人がいたということを聞いたんですけど、そのような場合はどのように対応したんでしょうか。

○議長（山本智之君）　町長。

○町長（星野浄晋君）　何名いたかということはわかりませんけども、すでにどこかの市町で全部チェックがかかっていたのを発見して、これはちょっと間違っているんではないかと問い合わせをご本人にされたというような事案もありましたので、西伊豆町としても仮にもしチェックがかかっているんであれば、本当にいらなくてチェックをかけたのか、間違ってチェックしてしまったのかということは先方に電話をして確認をしてくださいということで徹底をしておりますので、西伊豆町としてはチェックをある人で給付を本当に断った人は給付はしませんけど、間違ってという件については確実に対応をして、しっかりと給付ができるような方策は取っております。

○議長（山本智之君）　ほかに、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

承認第４号　専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君）　挙手多数です。

よって、承認第４号は、原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第２７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君）　日程第４、議案第27号、西伊豆町国民保健税条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君）　議案第27号　西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について。

西伊豆町国民健康保険税条例（平成17年西伊豆町条例第54号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和２年６月２日　提出。

西伊豆町長　星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（山本智之君）　窓口税務課長。

○窓口税務課長（渡邉貴弘）　それでは、議案第27号西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案ににについて説明をさせていただきます。

本件につきましては、令和２年４月１日に施行されました地方税法等の一部改正に合わせまして、西伊豆町国民健康保険事業を健全に運営するため、条例の一部を改正するものでございます。改正の概要でございますが、２点ございます。１点目は国民健康保険税の基礎課税額及び介護納付金課税額に係る課税限度額の引き上げ、２点目は低所得者に対する保険税の軽減措置の拡充を図るもので、５割軽減と２割軽減の軽減判定所得の引き上げについてでございます。

それでは、議案書の説明をさせていただきます。

お配りしました議案書の２ページ、新旧対照表をご覧ください。下線の部分が今回の改正箇所になります。最初に２ページの上段になります。第２条第２項61万円を63万円に改正するものです。こちらは国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額の引上げ規定です。こ

れによりまして、２ページの下段の20条の第１項も同じく61万円から63万円に改正となります。

それから同じ２ページの中段になりますが、第２条第４項、16万円を17万円に改正するものでございます。こちらは介護納付金の課税額に掛かる課税限度額の引上げ規定でございます。これによりまして３ページ、次のページになります。３ページの上段にございますが、20条の第１項も同じく16万円から17万円に改正されます。

続きまして３ページ、第20条第１項第２号ですが、こちらは５割軽減の規定となります。一人につき28万円のところを28万5,000円に引上げるものです。

続きまして４ページの中段をご覧ください。

第３号ですけど、こちらは２割軽減の判定となります。一人につき51万円を52万円に引上げるものでございます。

続きまして５ページの附則４と６ページの附則５についてでございます。こちらは、国税のほうですけども、租税特別措置法の長期及び短期の譲渡所得の特別控除というものが追加されたことに伴いまして、西伊豆町の条例にも同じく追加するものでございます。

改正点につきましては、以上です。

資料１ページに戻っていただきまして、中段をご覧ください。改正条文に係る附則の説明をさせていただきます。まず施行期日でございますが、この条例は令和２年４月１日から施行します。ただし、附則第４項及び第５項の改正規定につきましては、土地基本法等の一部を改正する法律、附則第１項第１号に掲げる規定の施行する日の属する年の１月１日から施行します。こちらは実際には令和３年の１月１日からということになります。

次に、経過措置でございますが、改正後の西伊豆町国民健康保険税条例の規定は、令和２年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。

今回の改正ですが、本件の改正については、国民健康保険の運営協議会のほうで諮問させていただいておりまして、妥当ということで答申をいただいております。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

○**議長（山本智之君）**提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

４番、芹澤孝君。

○４番（芹澤　孝君）　今回、この条例改正を、国は、中間所得層の被保険者の負担に配慮した国保税の見直しが可能になるということを言っているわけですけど、このケースを当町の所得層の場合にもあてはまるんでしょうか。

○議長（山本智之君）　窓口税務課長。

○窓口税務課長（渡邉貴弘君）　今回のこの限度額、それから軽減につきましては、中間所得層というは､該当にならないんじゃないかなと思います｡実際に本算定で計算してみないと、実際のところはわからないんですけど、今回の改正におきますと限度額が上がるということで、その分所謂、高所得者が負担が増します。かわりまして低所得者の軽減の影響、基準額を上げることで軽減が増えるということですので、上と下ということで中間層については、影響はないんではないかと思います。

○議長（山本智之君）　４番、芹澤孝君。

○４番（芹澤　孝君）　上と下が上がって、カーブは寝ますよね。保険料の徴収のカーブが。そうすると、中間所得層は下がるわけですよ。今まで上が固定されてたけど、今度は上は上がったから、そうすると中間の所得層が下がるということ。カーブを見るとね。そういうことが書いてあったけど、違うんですか。

○議長（山本智之君）　町長。

○町長（星野浄晋君）　議員の言っている中間と、うちの課長が言っている高所得者が、どこを指しているのかちょっとわからないんですけども、西伊豆町で言えば高所得者にあたる方たちが､この51万円が53万円に該当することになると思いますけども､日本国全体で言うと、ここが中間層になるのかしれません。

ただ、あくまでも上の世帯が切られていた部分がもう１段階上がるということでございますので、ある程度所得をされている方の保険料負担というのは上がると思います。そのかわり、中間層とかも下がるんではないかと思うんですけど、払う人の人口が減れば、当然ここがいっぱい払ったとしても、ほかのところの按分は変わらなくなってくるので、そのへんのバランスが今後その課税の基礎を作って計算してみないとちょっと担当課のほうではわからないというふうに思いますけども、払う金額が多くなる方いれば、必ずどこかが下がるというのは事実でございますので、それは芹澤議員の言っている中間層が下がるのか、低所得層の部分が下がるのかというのはちょっとわかりません。

ただ低所得者のところについては、普通の保険税のほかにいろいろな国の制度などがあって補填されているような部分もありますので、それほど金額的な差は出てこないんではなか

ろうかということの推測は、できるかと思います。

○議長（山本智之君）　４番、芹澤孝君。

○４番（芹澤　孝君）　それで計算して、この保険料の見直しもあるということでいいわけですか。

○議長（山本智之君）　窓口税務課長。

○窓口税務課長（渡邉貴弘君）　今回の改正はあくまでも限度額の上限が上がる。それから、軽減の判定に関わる金額を上げる。ということですので、保険料そのものについて変わるということではございません。そこに該当される、該当となる方に影響するということです。もし、今後、見直しということになりますと、やはり本算定以降ですけど、税率の改正等が必要になってくると思いますので、今年度につきましては、この３月、国保税の条例改正をさせていただいたと思いますが、今年度についてはその税率で課税してやりたいと思っております。

○議長（山本智之君）　ほかに、ございませんか。

７番、山田厚司君。

○７番（山田厚司君）　限度額の改正とかの話になるんですけど、この改正によって影響を受ける世帯とか、金額とか、今回諮問に関しても、書面でやったと思うんですけども、そのへんを良く提示してあったうえで答申を得たのかという部分のところだけ、そのへんがあったのか、いかがでしょうか。

○議長（山本智之君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君）　今回の国保の運営協議会におきましては、コロナの関係で会議は開けませんでした。会長と協議いたしまして、書面審査という形で、委員の皆さまに資料等を配布しまして、その資料等につきましても、解説文を一緒に付けて送りまして、11名全員が異議なし、賛成ということで回答を得ております。

○議長（山本智之君）　７番、山田厚司君。

○７番（山田厚司君）　だから、具体的にその影響を受ける世帯がどれぐらいあって、金額的にどれぐらいのという具体的な金額の提示とかそういったことも資料として乗っけてあったのかということはどうでしょうか。

○議長（山本智之君））　健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君）　今の限度額との関係でございますけども、７世帯に影響しまして合計で15万8,037円の増額という形で報告はしてあります。

○議長（山本智之君）　ほかに、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に賛成者の発言を許します。

すみません、

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第27号　西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君）　挙手全員です。

よって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第２８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君）　日程第５、議案第28号、西伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野淨晋君登壇〕

○町長（星野淨晋君）　議案第28号　西伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例案について。

西伊豆町国民健康保険条例（平成17年西伊豆町条例第107号）の一部を別紙のとおり改正

する。

令和２年６月２日　提出。

西伊豆町長　星野淨晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本智之君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君）　それでは、議案第28号についてご説明いたします。

１ページをお開きください。

西伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

今回の改正理由は新型コロナウイルス感染症対策として、更なる感染拡大をできる限り防止するために、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者、発熱等の症状があり、感染が疑われるものも含みます。に対しまして新たに傷病手当金を支払うことについて加えたいものです。この条例改正におきましては、厚生労働省保健局国民健康保険課より、条例参考例が発出されておりますので、条例参考例を参考に改正をしております。

３ページの新旧対照表をご覧ください。

現行の欄をご覧ください。附則として１項から４項で出産育児一時金及び葬祭費についての経過措置を記載していますが、改正案では項立てから、条立てに変更するにあたり、１項から４項を削除し、第１条から４ページにかけての第４条に同じ内容を記載しております。

第５条からは、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等にかかる傷病手当金についてとなります。第５条では、新型コロナ感染症に感染した被用者、発熱等の症状があり、疑われる場合を含むについてで、労務に服することができなくなった日から起算して３日を経過した日から労務に服することのできない期間のうち就労を予定していた日について、傷病手当金を支給することを謳っています。

２項では傷病手当金の額について、３項では傷病手当金の支給期間について支給を始めた日から起算して１年６ヵ月を越えないこと。

５ページの第６条、第７条では被用者が休み中でも給与等の全部、または一部を受けることができる場合や、受けることができるはずだった給与等が受けれなかった場合の傷病手当金と給与等との調整について謳っています。

２ページの改正条文にお戻り下さい。

附則として、１、この条例は公布の日から施行する。

２、改正後の第５条から第７条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和２年１月１日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

以上で、説明を終わります。

○議長（山本智之君）　提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

６番、加藤勇君。

○６番（加藤　勇君）　この傷病手当金ですが、この支給方法はどういう形になりますか。

例えば本人申請が必要だとかということ。

○議長（山本智之君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君）　本人申請となりまして、事業主と医療機関の証明が添付書類として必要になってきます。

○議長（山本智之君）　ほかにございませんか。

１番、堤豊君。

○１番（堤　豊君）　今回のこの条例について、対象者が何名なのか。そして疑いのある人が何名なのか。もし教えていただけるなら教えてください。

○議長（山本智之君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君）　対象者と言いますが、給与所得のある人が対象になってきまして、令和２年の３月31日現在で西伊豆町の国保に加入していて、給与所得のある人が942名おります。今現在、対象となり得る方でコロナに感染したとか、コロナの疑いがある方はおられません。

以上です。

○議長（山本智之君）　ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第28号　西伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君）　挙手全員です。

よって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第２９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君）　日程第６、議案第29号　西伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野淨晋君登壇〕

○町長(星野浄晋君)　議案第29号　西伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例案について。

西伊豆町介護保険条例（平成17年西伊豆町条例第108号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和２年６月２日　提出。

西伊豆町長　星野淨晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本智之君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君）　それでは、議案第29号についてご説明いたします。

１ページをお開きください。西伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例。

今回の改正理由は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正により、消費税による公費を投入して、低所得者の第１号被保険者保険料の軽減を行う仕組みを設け、実施しており、令和元年10月の消

費税率10パーセントへの引上げに合わせ、さらに軽減強化を行いましたが、介護保険料の賦課が年度単位であることを踏まえて設定をする必要があるため、令和元年度の保険料軽減強化については、令和元年10月以降の消費税率引上げによる財源の手当てであることを反映し、本来の軽減幅の半分の水準で行っているため、今回の残りの軽減幅の半分を引き上げ、完全実施としたいものです。

お手元に配布してあります議案第29号資料をご覧ください。介護保険料は第５段階を基準額としまして、９段階に細分化されており、所得により基準額に対する割合が増減し、今回の条例改正に影響があるのは、第１段階から第３段階となります。第１段階は現在の年間保険料を３万1,500円を２万5,200円に軽減したいもので、対象者は526人です。

第２段階は現在の年間保険料５万2,500円を４万2,000円に軽減したいもので、対象者は451人です。

第３段階は現在の年間保険料６万900円を５万8,800円に軽減したいもので、対象者は400人となり、合計で1,377人となります。

議案２ページの新旧対照表にお戻り下さい。

改正案の第３条第２項では先ほどの議案第29号資料で説明しました第１段階の軽減について改正したいものです。第３項、第４項については、第２段階、第３段階の軽減について改正したいものです。

１ページの改正条文にお戻りください。

附則として施行期日１、この条例は公布の日から施行し、改正後の西伊豆町介護保険条例の規定は。令和２年４月１日から適用します。

経過措置２、改正後の西伊豆町介護保険条例の規定は、令和２年度以後の年度分の介護保険料について適用し、令和元年度分のまでの介護保険料については、なお従前の例によります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（山本智之君）　提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

４番、芹澤孝君。

○４番（芹澤　孝君）　減額賦課する理由はちょっとよくわからなかったんだけど、簡単に言うと、消費税の収入が増えたから減額するってこと。

○議長（山本智之君））　健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君）　これの財源というのが消費税10パーセント、その消費税が財源となっているわけですが、令和元年の10月から消費税が10パーセントに上がっていますので、それの半年分という恰好で本来上がる幅の半分を昨年度上げています。今年度完全実施という形で残りの半分を上げて完全実施に10パーセントの消費税が上がった分の消費税分が保険料の軽減で乗っかってくるようなイメージになってきます。

○議長（山本智之君）　ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第29号　西伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君）　挙手全員です。

よって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第３０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君）　日程第７、議案第30号　西伊豆町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野淨晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君）　議案第30号　西伊豆町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について。

西伊豆町消防団員等公務災害補償条例（平成17年西伊豆町条例第156号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和２年６月２日　提出。

西伊豆町長　星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本智之君）　防災課長。

○防災課長（佐野浩正君）　それでは、議案第30号についてご説明申し上げます。

今回の改正は、国の非常勤消防団等による損害補償費の基準を定める政令が一部改正されたことに伴い、町の条例を改正したいものでございます。内容につきましては、主に文言と定義付け、損害補償に係る保証基礎額の変更になります。

それではお手元の議案第30号の１ページをご覧ください。

西伊豆町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する。

こちらは、本文の改正文になっております。内容につきましては、新旧対照表においてご説明いたします。

３ページ目をご覧ください。

左側が現行、右側が改正案になっております。下線が今回改正をお願いしたい箇所になっております。

改正案の第５条第２項第１項の中段をご覧ください。（以下「事故発生日」という。）を挿入してございます。これはその上の３行目後半をご覧ください。「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断による死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断による疾病の発生が確定した日を」をまとめて「事故発生日」として定義づけるものでございます。

次に第２号、下から４行目中段をご覧ください。8,800円を8,900円に改正します。これは最低保証の基礎額の変更になります。

次に４ページ目をご覧ください。

第３号の下線分でございます。これも第１号と文言を同じくするものであり、事故発生日として改正いたします。

続きまして、５ページ目をご覧ください。

上から３行目、100分の５を「事故発生日における法定利率」に改めるものでございます。これは、民法の一部改正に伴い法定利率の変更があったことから、数字ではなくて文言で言い換えるものでございます。現在の法定利率は４月より100分の３になっております。この改正については、第６号の下線文、次の６ページの第７号２項の中段の下線文、第８号の下線文が同じ文言を改めるものでございます。

続きまして、７ページ目をご覧ください。中段でございます。備考の１の下線文ですが、第５条と同じく文言を「事故発生日」として改めるものでございます。

続きまして８ページ目をご覧ください。

別表になります。別記１－１が現行で、別記１－２が改正案でございます。職名と勤務年数により、保証、基礎額が区分されております。原稿と改正案の団長及び副団長の欄をご覧ください。勤務年数の10年未満と10年以上20年未満が変更したい箇所になります。それぞれ１万2,400円が１万2,440円に、１万3,300円が１万3,320円に変更したいものです。

続きまして、本部長、分団長、副部長及び副分団長の欄をご覧ください。

ここは３ヵ所の変更がございます。10年未満は１万6,000円を、１万失礼しました。１万600円を１万670円。10年以上20年未満は１万1,500円が１万1,550円。20年以上です。１万2,400円が１万2,440円に改正するものです。

最後に部長、班長及び団員の欄をご覧ください。ここについても３ヵ所の変更になっております。10年未満の8,800円が8,900円。10年以上20年未満が9,700円から9,790円。20年以上が１万600円から１万670円に改めるものでございます。

１ページ目にお戻りください。

下段の不足でございます。

この条例は附則の日から施行し、改正後の西伊豆町消防団員等公務災害補償条例の規定は令和２年４月１日から適用するものとしたいものでございます。

なお、経過措置としまして、損害補償、傷病保証年金等については、適用の日前から従前の例とし、適用の日以降については、改正の規定を適用するものでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（山本智之君）　提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

７番、山田厚司君。

○７番（山田厚司君）　１ページ目の下段にもあるんですけども、金額のほうはあれなんですけども、かっこ書きとして、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日、又は診断云々といろいろと書いてあります。これを事故発生日に改めるというふうなことなんですけど。実際のところ、認定の事例がいろいろあると思うんですけども、具体例とし、例えば消防の訓練に行く途中に起こった事故とか、訓練が終わって帰る時に起こった事故、あるいは訓練する前にいろいろ事故、急にいろいろ疾病と言うかなんかいろいろな事象が起こっちゃったよとか、事例がいろいろとあると思うんですけど、現状ではですね、どういった時に認定されているものだというふうに思っていますか。そのへんのところを具体的に教えていただきたいんですけど、よろしくお願いします。

○議長（山本智之君）　防災課長。

○防災課長（佐野浩正君）　実際の災害等があった場合は、例えば消防団の活動中、行き帰りに該当するような形になっております。もし、災害があった場合については、速報としまして、事故発生時に消防団の基金のほうに、例えば足を疾病しましたとかいうのを速報を出します。それを受けて町がそれを認定します。西伊豆町では直近でその事例は平成26年に１件ございました。その時の場合ですと、火災をしたときに足を負傷したと。そういう形でまず一報しまして、それについて町が認定し、その後審査されて支払い行為がされるということでございます。

○議長（山本智之君）　ほかに、ございませんか。

１番、堤豊君。

○１番（堤　豊君）　５ページの上から３段目のところの比較表ですけど、左側のほうの、災害補償金の年金の100分の５、これが先ほどの説明ですと、右側のほうの事故発生日における法定利率という説明がありました。このへんがわからないので、ちょっと聞き漏らしたかわからないけど、民法でいくと４月から100分の３という先ほど説明がありましたけど、数字だけ比べると減るみたいな形だけど、勘違いかもしれないけど、教えてください。

○議長（山本智之君）　防災課長。

○防災課長（佐野浩正君）　民法の改正につきましては、この４月より、今まで固定の数字でございました。それが、今度は市場に合わせて、変動制になることになりました。それにおきまして、取りあえず４月１日からは100分の３、これを変動制にしますと、３年を１期にして数字がどんどん変わっていくという形になっておりますので、そういう観点から数字では

なくて、文言のその発生した時の法定利率になったということでございます。

○議長（山本智之君）　ほかに、ございませんか。

４番、芹澤孝君。

○４番（芹澤　孝君）　先ほどの山田議員が説明したところで、７ページと４ページ、同じ表現なんですけど、死亡若しくはということが具体的に書いてあるわけですよね。この改正では、単にこの事故発生日ということに改めているんだけど、なんでこういう簡単な表現になったんですか。

○議長（山本智之君）　防災課長。

○防災課長（佐野浩正君）　今回の事故発生日という捉え方なんですが、これは国の方の準則に基づきまして、今まで発生日というのを包括的に一つの形でそれをみましょうということで、条項上そうなってございます。

○議長（山本智之君）　よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君）　質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第30号　西伊豆町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君）　挙手全員です。

よって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第３１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君）　日程第８、議案第31号　西伊豆町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野淨晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君）　議案第31号　西伊豆町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案について。

西伊豆町後期高齢者医療に関する条例（平成20年西伊豆町条例第３号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和２年６月２日　提出。

西伊豆町長　星野淨晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本智之君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君）　それでは、議案第31号についてご説明いたします。

１ページお開きください。

西伊豆町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

今回の改正理由は議案第28号と同様の新型コロナウイルス感染症対策として、傷病手当金についてのことですが、後期広域連合制度は県内すべての市町が加入する広域連合が運営主体となり、後期高齢者医療に関する事務を市町と分担して行っており、市町は申請や届け出の受付などの窓口業務を行っているため、町において行う事務として、傷病手当金の支給に係る申請書の提出受付事務を加えたいものでございます。

２ページの新旧対照表の改正案をご覧ください。

第12条（町において行う事務）の内容として、１号から９号の（略）は改正なしで、現行の10号も（略）となってますが、この10号は全各号に掲げる事務に付随する事務を11号とし、10号に広域連合条例附則第５条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を加えたいものでございます。

１ページの改正条文にお戻りください。

附則として、この条例は、交付の日から施行します。

簡単ですが、以上で説明を終わります。

○議長（山本智之君）　提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第31号　西伊豆町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君）　挙手全員です。

よって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩　午後　１時２７分

再開　午後　１時３３分

◎議案第３２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君）　休憩を解いて、再開します。

日程第９、議案第32号　令和２年度西伊豆町一般会計補正予算（第４号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野淨晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君）　議案第32号　令和２年度西伊豆町一般会計補正予算（第４号）。

令和２年度西伊豆町一般会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,482万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ82億1,587万4,000円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和２年６月２日　提出。

西伊豆町長　星野淨晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本智之君）　総務課長。

○総務課長（髙木光一君）　それでは、議案第32号　一般会計補正予算（第４号）について説明をいたします。

今回の補正の主なものになりますが、歳入は新型コロナウイルス対策事業に係る増減になりまして、国県補助金の増額と国県補助対象となった事業の財政調整基金繰入金の減額となります。

歳出におきましては、人事異動に伴う人件費関係の調整、新型コロナウイルス対策関連事業の増額、その他、工事費、委託料等の増額となっております。

２ページをお願いいたします。

第１表　歳入歳出予算補正になりますが、款、項、補正額、計の順に朗読いたします。

最初に歳入になります。

14款国庫支出金、８億5,565万5,000円、13億3,779万4,000円。２項国庫補助金、８億5,565万5,000円、11億6,491万3,000円。

15款県支出金、4,800万円、３億8,338万2,000円。２項県補助金、4,800万円、２億2,929万4,000円。

18款繰入金、１項繰入金ともに、８億6,882万7,000円の減、17億4,396万7,000円。

歳入合計に3,482万8,000円を追加し、82億1,587万4,000円としたいものでございます。

３ページをお願いいたします。歳出になります。

１款議会費、１項議会費共に23万円、6,141万8,000円。

２款総務費、1,957万7,000円、15億3,729万9,000円。１項総務管理費、2,807万7,000円、13億6,966万2,000円。３項戸籍住民基本台帳費、850万円の減、7,622万3,000円。

３款民生費、138万円の減、10億4,806万5,000円。１項社会福祉費、160万円の減、６億2,581万8,000円。３項児童福祉費、22万円、8,611万2,000円。

４款衛生費、860万2,000円、５億7,957万9,000円。１項保健衛生費、788万円、１億6,542万7,000円。３項清掃費、65万2,000円、３億7,775万6,000円。４項町営斎場管理費、７万円、1,302万9,000円。

５款農林水産業費、700万円、２億9,394万5,000円。２項林業費、700万円、8,216万6,000円。

６款商工費、１項商工費ともに、4,211万2,000円の減、13億4,587万円。

７款土木費、520万円、４億6,238万9,000円。１項土木管理費、520万円、9,168万6,000円。

８款消防費、１項消防費共に741万円、４億4,941万8,000円。

９款教育費、3,030万1,000円、７億1,304万9,000円。１項教育総務費、2,104万3,000円、２億9,946万9,000円。２項小学校費、０、5,585万6,000円。４項認定こども園費318万円の減、１億9,180万1,000円。６項保健体育費、1,243万8,000円、7,652万4,000円。

歳出合計に3,482万8,000円を追加し、82億1,587万4,000円としたいものです。

４ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、１総括歳入ですが、こちらにつきましては、先ほど説明いたしました第１表歳入歳出補正予算の歳入と同様ですので、省略をさせていただきます。

５ページをお願いいたします。

次に、歳出です。こちらにつきましても第１表と同様ですが、補正額の財源内訳についてはご覧のとおりでございます。

６ページをお願いいたします。

２歳入です。

まず、14款２項国庫補助金になりますが、１目１節総務管理費補助金の特別定額給付金給付事業費補助金は補正第３号でもご説明させていただきましたが、国から補助金交付前に住民への早期給付のため、一般財源で対応するよう通知があったことから、財政調整基金から

の繰入金としていたものを補助金決定があり、概算払いもあったことから、財政調整基金繰入金から科目更生をするものでございます。地方創生臨時交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の交付金になりまして、全協でもご説明させて頂いたとおり、サンセットコイン事業充当分として交付限度額の7,609万5,000円を計上いたしました。

次に７目２節教育総務費補助金ですが、新型コロナウイルス感染症対策として、小中学校の児童生徒１人に１台の端末整備が前倒しとなりまして、その整備費にかかる補助金となっております。

上段の通信ネットワーク環境施設整備費補助金につきましては、各学校の無線ランアクセスポイントの追加等に対する補助金で事業費の２分の１補助となっております。

下の情報機器整備費補助金は、タブレット端末整備にかかる補助金で１台４万5,000円、対象事業生徒数の３分の２が上限となっております。

15款２項５目２節新型コロナウイルス感染拡大防止市町交付金につきましては、町が独自に営業自粛を要請した事業所への給付金に対する県の交付金となります。１件あたり補助対象上限額40万円で補助率は２分の１となっておりますので、補助の上限は20万円となります。

18款１項１目１節財政調整基金の減につきましては、当初は財政調整基金繰入金で計上してあった事業が、補助金等の対象となったことが主な要因となっております。

次、７ページをお願いいたします。

歳出ですが、３の歳出ですが、人事異動に伴う人件費関係以外の主なものを説明させていただきます。

まず２款１項18目特別定額給付金事業費につきましては、歳入でもご説明させていただきましたが、国庫補助金の交付決定があり、５月15日に前払い金の６億円の入金があったことから、一般財源から国庫支出金へと財源更生をするものでございます。

次に８ページをお願いします。

３款１項１目社会福祉総務費、12節委託料、高齢者タクシー利用助成事業につきましては、高齢者等が町内の利用でタクシーを利用した場合、利用料金の２分の１を助成するものでございます。

次に、４款１項４目保健センター管理費、14節工事請負費の次のページになりますが、保健センタートイレ改修工事につきましては、障害のある方などが、体育館利用時や災害避難時にも安心して利用できるよう多目的トイレを整備するものでございます。また、既存のトイレもすべての方が利用しやすいように和式トイレ３基をウォシュレット付きの洋式トイレ

に改修するものでございます。

次に、４款３項１目の廃棄物処理費の18節負担金、補助及び交付金の広域ごみ処理調査負担金につきましては、南伊豆地域広域ごみ処理方式について、ストーカ方式とトンネルコンポスト方式の比較を行いまして、適切な方式を選定するための検討資料の作成業務の委託料となっております。

５款２項３目林道事業工事費、12節委託料の鷹ノ巣残土処理場地質調査業務につきましては、ボーリング調査２か所を予定しております。

次に10ページをお願いします。

６款１項２目商工業振興費の７節、報償費のＣＨＩＩＣＡカード代につきましては、マイナポイントへの上乗せ分として、5,000円×5,000人分を計上しております。その下の緊急経済対策商品券と10節の需用費の減額につきましては、一般会計補正予算の第１号で新型コロナ対策経済対策として、町民への給付を商品券とＣＨＩＩＣＡの両方を計上してございましたけども、ＣＨＩＩＣＡを導入することになりましたので、商品券分の予算を減額させていただくものでございます。18節負担金、補助及び交付金の営業自粛協力給付金につきましては、当初３億円を見込んでいましたが、２億3,000万円以内で収まる見込みになったことから、残りの7,000万円を減額し、その分を観光誘客支援事業に振り分けるものであります。その下の温泉使用料支援交付金につきましては、休業要請を受けた大型ホテルの定量制の温泉使用料について、４、５月分の料金を70パーセント補填するものであります。

次に続きの３目観光費、18節負担金、補助及び交付金の駿河湾フェリー運航事業負担金の190万円につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で４月20日から、６月30日まで運休することに伴い、円滑な運航再開それから、船員の雇用を維持するため、県及び３市３町が2,250万円の追加経費を協定書に基づく負担割合により支払うものでございます。また、観光誘客支援事業交付金の7,000万円につきましては、先ほど説明をさせていただきました営業自粛協力金の残りを割り振りさせていただいもので、内容につきましては、事前に皆さまにもご説明させていただいておりますが、宿泊料金に応じたサンセットコインを付与する事業などの誘客支援を考えております。

次に11ページをお願いします。

８款１項４目防災対策費の12節委託料、防災力向上事業委託業務につきましては、昨年度新型コロナウイルスの影響で住民防災会議が開催できず、風水害対策のコミュニティタイムラインが完成できなかったことから、改めて残りの策定業務の委託料を計上するものでござ

います。21節の補償、補填及び賠償金の物件移転等補償費につきましては、仁科地区津波避難タワー建設に伴う電波障害発生による物件移転、補償費となっております。

９款１項２目事務局費、10節需用費の教材費等ですが、民間の学習教材のタブレットを中学生用として導入する予定でしたけども、歳入でも説明させていただきましたが、国庫補助事業による小中学校への児童生徒１人に１台の端末整備が前倒しとなったことから、町内全ての児童にタブレット端末を導入することとしまして、こちらは減額し、次の学校ＩＣＴ教材に１台４万5,000円のタブレット362人分を新たに計上をさせていただいております。次の14節工事請負費、学校ＩＣＴ環境整備工事ですが、ただいまご説明させていただきましたタブレットの活用のため､既存の校内ネットワークを一人１台の端末の環境に耐えられるよう、普通教室への無線ＬＡＮ、アクセスポイントの増設、それから既存ＬＡＮケーブルの布設替え等を行うものであります。また、次の17節の備品購入費の学校ＩＣＴ教材はタブレット用の充電保管庫14台分を計上させていただいとものであります。

12ページをお願いします。

９款２項３目賀茂小学校項管理費､12節委託料のグラウンド暗渠清掃業務につきましては、当初グラウンド周辺の側溝清掃工事を計画しておりましたけど、現地を再調査したところ、グランド内の暗渠詰まりを解消した方が事業効果が上がると判断し、業務委託に振り替えさせていただいたいものでございます。従いまして、下の14節工事請負費のグラウンド側溝清掃工事100万円は減額となっております。

次に13ページお願いいたします。

９款６項１目保健体育総務費、14節工事請負費の健康増進センター屋根改修工事につきましては、今年４月の強風で屋根がめくり上がり、雨漏りが発生しまして、調査したところ全体的に改修をしないと、またほかの箇所から雨漏りがすることが判明いたしました。健康増進センターは、風水害等の災害時に避難所としての主要施設であり、災害避難者の新型コロナウイルス感染症対策として３密を避けるためにも、より多くの施設の確保が必要であることから、早急に修繕をしたく、計上させていただくものでございます。

以上主なものの説明とさせていただきます。

○議長（山本智之君）　提案理由の説明が終わりました。

○議長（山本智之君）　これより、本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

11番、増山勇君。

○11番（増山　勇君）　まず９ページにある保健センターのトイレの改修ですけど、先ほどの説明では全て洋式にするということで理解してよろしいのでしょうか。それと設置する場所については、どこに最終的にはなったのか、多目的トイレについて。その２点をお聞かせください。

○議長（山本智之君）　町長。

○町長（星野浄晋君）　はい。この件につきましては、高橋議員からも一般質問を受けておりまして、私も一緒にお年寄りの運動会などに行っている時に、いろいろご意見をいただいた中で検討させていただいた結果、今、女性用のトイレ、このこれをまず全て洋式化にさせていただきます。多目的トイレにつきましては、昔の建設課のいた場所ってわかりますかね。階段の下のシャッターの奥に通路を入ってきますと左側に扉があると思うんですけど、あそこの角の一角を改修をしまして、そこに多目的トイレをはめていきたいなというふうに考えております。この件につきましては、みんなの家さんなど、そういった何て言うんですかね、障害をお持ちの方達と一緒に何か行事をやられている皆さんのご意見を伺って、なんとか台と言って、その着替えたりとなんとかをするというようなものを付けてみたりというようなことで、使い勝手についてはご意見をいただいた中で改修の方針は決めてまいりました。この議案が通り次第、発注をかけていければと考えております。

○議長（山本智之君）　ほかに、ありませんか。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（真野隆弘君）　すみません、先ほど町長から話がありましたけど、女子トイレにつきましては、３つほどありまして、そのうち一つだけは和式を残す予定であります。

以上です。

○議長（山本智之君）　11番、増山勇君。

○11番（増山　勇君）　今の時期にね、いろいろご意見があろうと思うけど、どうして和式を残すということになったのか。前の局長はどうしてもという意見が強かったというふうに聞いているんですけどもね、避難所にもしようと言うんだったら、全部洋式に切替えるのが普通ではないかと思うんですけども、その点検討されたのかということと。

あともう１点は、旧建設課の所にあった所に今健康福祉課が健康器具というか、そういうものを設置されましたよね。その時に床も全部造り直したと。だからその時点でトイレの設

置というのは全然、横の連絡がなかったのか。そのへんがどうもね、ぎくしゃくしているように見受けられるんですよ。それともう一つ、たぶんその健康福祉課のほうとしてはですね、シャワー室もぜひ造ってほしいというような要望があったかと思うんですが、それは消えちゃったんですか。その点だけ教えてください。

○議長（山本智之君）　町長。

○町長（星野浄晋君）　床の件をやる時には、まだこの新型コロナの問題がございませんでして、４月に入って物が来たらすぐにそういった授業をしたいということで、なんとか年度内にそういったものをしなければいけないということでやりました。その時にトイレの話があったかないかというと、あったんですけども、構造上の問題がありまして、そこに造るのか、若しくは階段の下に造った方がいいのかということで、二つの選択肢がありまして、かなり迷っていた部分があります。なので、もし階段下になった場合に、その結論を待っていますと、その床とか壁紙の部分が仕事ができなくなって、その授業自体がどんどん後ろにずれていくんで、結果はどうであろうが、やるんであればいっぺんに一回やってみて、そこが無駄になってしまうかもしれませんけども、トイレが入ってくるんであれば、それはそれでまた改修をしようということで、話を進めました。

シャワー室の件につきましも、当初汗をかくんでそういうものが必要だろうということで、健康福祉課のほうで考えたわけでございますけども、いろいろ授業をやっていくなかで、このトイレの改修で700万円ぐらい掛かって、そのシャワー室も入れると1,000万近く掛かるということもあって、そんなにシャワー室は300万も掛けて整備をしなくても、必要か、要か不要かというと、そこまではいらないだろうという判断を最終的にして、ここには多目的トイレのみの設置ということで、考えさせていただいたところです。

階段下も検討したんですが、階段下に造りますと、入り口が入ってとても狭いというようなこともありましたので、最終的にはそういうような形になりました。

先ほど私のほうで間違えてすべて洋式と言ったんですけど、女性のほうは様式が２つ、和式が１つ。男性のほうは一つそういったトイレがあるようなんですけども、やはり中には和式でという方もいらっしゃいますし、いろいろ安良里の方なんかでちょっとご意見を伺うと、洋式にはしなくてもいいんだけど、手すりだけ付けくれればというような方がいらっしゃったりとか、要は他人の座ったあとにどうしてもやっぱり座りたくないという方が、ゼロではございませんので、またコロナの関係もあるので、どこに何が付いているかということを気にされる方もいらっしゃいますから、当然福祉の面を考えれば、立ってしゃがんで、その時

にクラッときてとか、立ち上がれなくなってというようなご心配もあろうかと思いますけども、洋式を２つ設置することによって、それは一応解決はできるのかなというふうに考え、和式は一つ残っているというふうにご理解いただければありがたいと思います。

○議長（山本智之君）　11番、増山勇君。

○11番（増山　勇君）　健康センターの管理というのは、そもそも今、教育員会がやられているんですか。それで、健康福祉課との連携というのはどういうふうにされたとかね。ちょっとよく充分話し合ってやられていると思うんですけどね。質問として、健康センターの管理は教育委員会が管理されているんですか。

○議長（山本智之君）　町長。

○町長（星野浄晋君）　健康センターの管理は教育委員会が管理をしておりますので、このトイレの洋式化についても、教育委員会のほうで、指導してやっております。別にそれが教育委員会と健康福祉課が別にぎくしゃくしているわけでもなく、いろいろなそういった日程的なものもあったので、増山議員からすればちょっと連携がうまくいってないんじゃないかというふうに見て取れるのかもしれませんけども、一応は先ほど申し上げさせていただいたような経緯があって、ちょっと引いちゃいましたけど、そこは壊すような形になっていくのかなというふうに思います。

○議長（山本智之君）　ほかにございませんか。

７番、山田厚司君。

○７番（山田厚司君）　10ページでお願いします。駿河湾フェリーの運航事業の負担金190万ということでいろいろと説明がありました。説明の中には、従業員の云々という話もあったんですけど、６月いっぱいは運休する予定だという話で、それの負債というか、マイナス部分を負担割合でという話なんですけども。そもそもここはもともと、ぺしゃっちゃった会社を、いくつかの市町でなんとか頑張ってもう一度というふうな形で行くんですけど、まず一つは、従業員の話でいった時に、コロナ関係の雇用調整助成金とかそういったものもあったり、これだけ長い期間、運休だという話になると従業員の方も辞めていくような人もいるんじゃないかなというのが一つと、あとこの先、ここの会社が、本当に復活してくるもんだろうかという心配が一つですね。それらを踏まえて関係市町の中でもうそろそろという話が出ているのかどうなのか。まだまだいつまでも負担していかなければならないのかというところがあるのか。そのへんのところをお聞かせ願えたらと思いますけど。

○議長（山本智之君））　町長。

○町長（星野浄晋君）　この駿河湾フェリーの運航の会議につきましては、３密を避けるということで実際の会議は行われていなくて、書面決議などで済まされているというような状況でございます。今後その６月以降、７月、８月の業績がどうなのかということになると、当然あまり芳しくないことも想定されます。逆に、だからといってこの路線がなくなることが西伊豆町、または伊豆半島西海岸の観光にとってどうなのかと考えた時には、できる限り西伊豆町としてはバックアップをしていきたいというふうに思いますし、いつ船原峠が使えなくなるということがあるかもしれないと。そうするとやはり災害の救援物資などはフェリーを使って運んできていただかなければいけないというようなこともありますので、静岡市さんや伊豆市さんの大きな所がもう止めようよというようなことを言わない限りは、私達は支援していく必要があるのかなと思います。またこれは、けっこう県のほうがだいぶ大きな負担をしていただいておりますので、県が出さないというふうに言わない限りは、各市町は一緒に継続していっていただけるものと思っております。

○議長（山本智之君）　７番、山田厚司君。

○７番（山田厚司君）　一つにはですね、そのライフライン的な役割。それからですね、観光的な面から言ったら、知事がその「バイ・シズオカ」と言っているわけですから、駿河湾フェリーを使っての観光的なもので、割引的なものでクーポン的なもの、こちらのほうに商品を提示してくれるとかをやってくれるとすごく助かるんですけど、そういった話というのは何かこちらの方から持っていくわけにはいかないんでしょうかね。

○議長（山本智之君）　町長。

○町長（星野浄晋君）　山梨のほうからですと、縦貫道がだいぶ中富のあたりまで確か繋がっているんではなかろうかと思いますので、それで下って来ていただければそのまま清水の港まで入りやすくなったという部分がありますから、山梨県のお客さんを誘客するには、その道路を使い、陸から今度は海にフェリーを使って伊豆半島に来ていただくというのが一つのツールだと思いますので、また県のほうには私は理事なんですけども名前だけの理事で、会議は副町長がお出かけになるという組織なっていますので、そういった席で県のほうには訴えかけを私もしますし、副町長にもしていただきたいと思います。

○議長（山本智之君）　ほかに、ありませんか。

６番、加藤勇君。

○６番（加藤　勇君）　12ページでお聞きします。賀茂小学校管理費で工事請負費100万が委託費の100万に移ったわけですけど、その側溝清掃と言いましょうか、この暗渠の清掃の方法に

よったら工事請負費のままでも発注できた仕事ではないかと思うわけですが、どうしてこれが委託になったのか。

○議長（山本智之君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（真野隆弘君）　当初は民家側のほうの清掃工事なんです。土木工事ということで契約したんですが、今回場所を変えまして、グランド内の暗渠管があるんですが、そちらの清掃業務に変更しましたので、今回科目を工事請負費から委託料に変更させていただくものでございます。

○議長（山本智之君）　６番、加藤勇君。

○６番（加藤　勇君）　清掃業務ということで、仕事の内容がわからないわけですが、賀茂小学校のグラウンドの前の所謂この側溝ですね、側溝蓋が見えない状態といいましょうか、土で埋まっている状態の排水路だと思うんですよ。それは委託じゃなくて工事になりませんか。

○議長（山本智之君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（真野隆弘君）　一応担当とも協議したんですが、やはり工事請負費よりは業務委託のほうで発注したほうがいいという話になりまして、そちらの方に変更いただければと思います。

○議長（山本智之君）　６番、加藤勇君。

○６番（加藤　勇君）　もう１点お聞きします。13ページの保健体育総務費、この健康増進センターの屋根の改修工事ですが、公共施設ですので保険に入っていると思うんですけど、その対象にはならなかったということですか。すべてが単独費、一般財源になってますが。

○議長（山本智之君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（真野隆弘君））　保険事業につきましては、今確認をしているところでございます。

○議長（山本智之君））　ほかに、ございませんか。

５番、高橋敬治君。

○５番（高橋敬治君）　３点ほどあるんですが、一ついきます。12ページ、先ほど加藤議員のほうから質問ありましたけども、この当初の案というのは非常にナンセンスな案で、この案に切替えたんですけども、ここの暗渠のいわゆる排水能力、これはどの程度とみていますか。

○議長（山本智之君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（真野隆弘君）　こちらの既設の暗渠管が、直径で80センチになっています。延長で142メートルという基本管になっております。

○議長（山本智之君）　５番、高橋敬治君。

○５番（高橋敬治君）　これはね、この前台風19号で明らかになった本澤という所からの水路、これがいわゆる宇久須川、これの水路が上がってくるとフラップゲートがいわゆる抑止して、そこの水がオーバーフローしてグラウンドに流れると。だからそれを防止したいんだと、ですから本澤からの水をどこかにはけてやると。こういう意図だったんですよ。周囲のグラウンドの、グラウンドの周囲の排水路を詰まっているんで掃除しようという案だったんですけども、これ非常に小さい排水路で他人さんの畑に、すぐオーバーフローしていくんで、それはナンセンスだということで、少なくともそれよりも能力があるだろうということで、この暗渠にしたと思うんですよ。そうすると、この暗渠の排水能力がわからないと、どのぐらいの雨で本澤からどれぐらい来てどれぐらい稼げるのか。例えばこの前の19号なりその前の15号かな、これぐらいだとオーバーフローしちゃうよと。そうすると次の手も考えないといかんということで、今能力を聞いたんですよ。あの、能力わかりますか。

○議長（山本智之君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（真野隆弘君）　すみません、こちらの能力につきましては、平成25年の7月からですね、台風の時からそちらに、そこの暗渠が詰まっている状況でありまして、そちらの今回清掃業務をしながら、こちらの、清掃業務をしてこちらの対策としてまずやっていきたいと。その後先ほど議員からお話もあった民間側の側溝のほうも今後検討していきたいということで、まずは今の既存暗渠を、台風から詰まっているものを掃除して、それから今後の対策を考えていきたいと思っております。

○議長（山本智之君）　町長。

○町長（星野浄晋君）　議員のおっしゃっている排水能力については、たぶん確認はしていないというふうに思いますので、そのへんについては申しわけないというふうに思います。ただその現状を見ますと、議員のおっしゃっているところは私もよくわかりますけど、２本の所から水が来ておりまして、ちょうど企業課の施設のあるところで合流をしているわけでございますけど、大雨が降りまして上流から来たものが２本合わさると、ちょっと排水能力的には足りない可能性は出てくるんではなかろうかと。これは雨の量にもよりますけども、800ミリの管ではちょっと足りないんじゃないかというのは、素人目でもわかります。それほど土砂降りの状況になりますと、この管云々の前にすでにグラウンドがびちゃびちゃになっているとか、本線もいっぱいになっているだろうということが想定をされてきますので、この管云々では対応はできないのではなかろうかというふうに思いますけども、通常の大雨と言

われるものについては、この800ミリの管で十分対応できるんではなかろうかとは考えております。

○議長（山本智之君）　５番、高橋敬治君。

○５番（高橋敬治君）　敢えていいますと、これをもう少し本来は上流側、つまり県道との交差、ここで本来は分流してやるべきだと思うんですよ。町長の家の前の前の水路、それからその県道を挟んで反対側に相当大きな水路が２本あるわけです。しかし残念ながら、その県道とこの本澤から来る水路との約10メートルから20メートル間は行き来がないんですよね。ですから、本来そこである程度流してやる。そして今やっている暗渠でもう一度流すということで相当改良されるはずなんですよね。ですから、そのへんも含めてね、やっぱり事業の計画を立てるべきだと思うんですけど、いかがでしょう。

○議長（山本智之君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（真野隆弘君）　議員のご指摘に伴ってですね、今後進めていきたいと思います。

○議長（山本智之君）　５番、高橋敬治君。

○５番（高橋敬治君）　それではもう一つはですね、９ページ、これ５款２項の３目ですか、委託料、鷹ノ巣残土処理場の地質調査、これ確か先ほど２ヵ所ボーリングって言いましたけど、ボーリングで何がわかるんですか。

○議長（山本智之君）　産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君）　まずボーリング調査を行いまして、地質の確認をしたいと思います。それに伴って地質の解析を行いまして、どういった工法がいいかというのを検討したいかと思います。

○議長（山本智之君）　５番、高橋敬治君。

○５番（高橋敬治君）　工法ですか。これ何のために、ボーリングをするのかっていうことを聞いているわけで、一般質問でずっとやってきたんですけも、上の２段、これは上からダンピングした状態じゃないかと。これを下にこれから入ってくるものと合わせてブレンドすべきではないかという提案をして、そのための費用がここを管理する業者さんに見積もらしたら相当高額だったもので、調査をしてその金額は適正かどうか判断するという、この前一般質問での答弁だったはずですよ。とすると、ここの地質を調べていったいどうするんですか。これを動かすという前提で果たして立米数とその費用が業者が見積もったものと適正かどうかですから、ボーリング調査やったって、そのへんは出てこないでしょう。違いますか。

○議長（山本智之君）　産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君）　目的としましては、先ほど高橋議員がおっしゃったように、上の土を下に降ろして、ブレンドして積み上げるというのを行うための設計を作るにあたって、どういうふうにすればいいのかを考えるにあたっての、基礎資料となる地質調査と地質の解析を行うための費用です。

○議長（山本智之君）　５番、高橋敬治君。

○５番（高橋敬治君）　ここの地質がわかってどうするんですか。これはいずれにしても、入ってくるものとブレンドなり、あるいは単独なりであそこに下から積んできますというのが原則じゃないかというで中で、その費用があまりにも高額になっているんで、もういっぺんそれを検証するということだったでしょう。ですからボーリングで地質がわかる。わかって、じゃあその地質がわかったらどうなるんですか。

○議長（山本智之君）　産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君）　一番の問題は、一番上の災害の土が積んである所ですね。そこの所がまずどのぐらいの厚さが、元の地盤なんかもはっきりしたのがわからないもので、そこでボーリングで調べることにより、どのぐらいの厚さがあって、下の管がどのぐらいだからということである程度の工法を出して、どういうふうにやれば、下の、上の土を下に持っていくのを最終的に設計して、それと一番最初、私のほうで業者さんに頼んだらこれぐらいになりましたというのとの差をちょっとまた比較検討はしてみたいと思います。

○議長（山本智之君）　５番、高橋敬治君。

○５番（高橋敬治君）　今の件については３問過ぎましたので、これ以上質問しませんけども、上の土を下に移動するのに、ここの土質を調べるとかそういうことは、僕は無駄だと思います。これは意見です。

　それともう１点、これは全般ですけども、一般管理費、先ほどの人事異動による一般管理費の見直し補正だということですけども、これは、ほかの総務だとか戸籍住民だとか、社会福祉だとか、このへんのね、所謂給料、手当、それから共済、このへんをトータルしていきますとね、だいたい９の１の２の教育関係までで、約2,100万プラス、それから園給食で逆にマイナス600万、そうすると1,500万円ほど増えているんですよ。この増える、1,500万も増える要因というのは何ですか。人間なのか、何なのか、その要因を聞かせください。

○議長（山本智之君）　総務課長。

○総務課長（髙木光一君）　まず１点目がですね、県の職員が一般会計補正予算で昨年度は一

般会計のほうの、防災のほうに勤務があったわけですけども、今回は特別会計のほうの介護のほうに県職が移りましたんで、その分一般会計の分が増えております。

もう１点は、当初予算の段階で、まず、課長級が二人退職するにあたって、本来であれば課長級相当職、主幹級のところの予算計上すべきところを、再任用の職員の給料として計上してしまったところがありまして、その分が少し少なめに当初予算を計上してしまったということでございます。

○議長（山本智之君）　５番、高橋敬治君。

○５番（高橋敬治君）　ですから、そのへんはさらりと流すんじゃなくて、やっぱりそういう非常に大きな、やっぱり見間違いなりなんなりやったら、こういうのは皆さんに説明すべきじゃないですか。

○議長（山本智之君）　総務課長。

○総務課長（髙木光一君）　たいへん申しわけございませんでした。そのへんにつきましては、今後正確な情報を皆さんにお伝えしたいと思います。

○議長（山本智之君）　ほかに、ございませんか。

９番、堤和夫君。

○９番（堤　和夫君）　今同じ９ページなんですけど、４款３項１目で負担金、広域ごみ処理調査負担金で先ほどちょっと説明があったわけですけども、これ広域のごみ処理調査負担金て、どういうことなんですか。何か先ほど、その方法、いろいろな方法がごみ処理であると思うので、それのいろいろな方法を広域で調査していると、こういうふうに取ったんですけど、それでいいですか。

○議長（山本智之君）　環境課長。

○環境課長（鈴木昇生君）　これについて、説明させていただきます。南伊豆広域ごみ処理方式の資料作成のための調査負担金です。これについては、前回、令和２年の３月の補正で広域化のために、要するに焼却施設の場合、下田市を南伊豆、松崎、西伊豆で４市町でそれぞれ数を焼却施設を造る場合と、一括して焼却施設を造る場合の算出を業者にしていただきました。それに伴いまして、今後におきまして、焼却施設ではなくトンネルコンポスト方式といって、ごみを発酵させて、要はゴミを資源ごみとする場合の施設を造るにあたって比較が必要ではないかという事で、今回広域ごみ施設の処理する場合にコンポスト方式の比較もする算出が必要ではないかということで､要するに検討するにあたっての試算を調査をするに、各市町で負担金を集めて調査をするということで、この予算を計上させていただいておりま

す。

以上です。

○議長（山本智之君）　９番、堤和夫君。

○９番（堤　和夫君）　そうしますと、これからごみを、もし南伊豆と下田と松崎と西伊豆の協定のごみ焼却場ができるとなると、コンポストを利用したごみ焼却場建設みたいなことになると、こう考えてよろいですか。

○議長（山本智之君）　環境課長。

○環境課長（鈴木昇生君）　確定したということではなくて、焼却施設とコンポスト方式と比較をしながら、今後どちらがいいのかというのを協議をするための試算をしてもらうための調査費ということで上げさせてもらっています。

以上です。

○議長（山本智之君）　９番、堤和夫君。

○９番（堤　和夫君）　もう一度、整理してコンポスト方式というのがあるんですか。普通に燃やすのとは別に、コンポスト方式というゴミの焼却方法があるんですか。

○議長（山本智之君）　町長。

○町長（星野浄晋君）　これはもう、新聞紙面でも出ておりますので皆さんもご存知かと思いますけど、すでに松崎、南、下田市で検討を始めておりますし、確か高橋議員も12月の議会で一般質問されているかと思いますけども、三豊市さんのところ、香川県の三豊市さんですでに導入されているコンポスト方式というのがございまして、それを導入してはどうかということで１市２町が検討をしております。西伊豆町としても今後はあそこの田子の上にクリーンセンターがあることがどうなのかということも検討しないといけないところに、今までは西伊豆町はあそこから抜けてたんですけども、ぜひ加えさせていただいてちょっと検討したいということで、今この広域ごみ処理調査負担金を出して調査をしていただいた結果、各市町に持ち帰ってどうするかということが最終的な判断になろうかと思います。

これは一般質問の時にも答弁させていただきましたけど、今年度の12月に正式にこの方式でいくのかいかないのかということを判断して進むか、立ち止まるのかということを決めると思いますけども、それを判断するにあたっては議会の皆さまにもどういったもの、予算的にはこれぐらい掛かるというものをお示ししなければ、何もわからないのに、どうするんだということになりますので、その試算をしていただくための業務負担の分担金というものでございますので、最終的に西伊豆町が決めるにあたっては、議員の皆さまにこういった結果

が出たというものはお示しをさせていただきたいというふうには考えております。

○議長（山本智之君）　環境課長。

○環境課長（鈴木昇生君）　簡単に言いますと、トンネルコンポスト方式というのは、ゴミを燃やさずに資源ごみにするという施設を造るという形でご理解していただきたいと思います。

以上です。

○議長（山本智之君）　ほかに、ございませんか。

１番、堤豊君。

○１番（堤　豊君）　１点だけお願いします。９ページ12節委託料、鷹ノ巣残土処理、先ほど高橋議員が質問をしておりましたけど、私自身もちょっとこのへんは補足じゃないんですけど、今回ボーリングを２ヵ所やるということですけど、確かあそこはいろんなもう災害の残土とか、そういういろんな物が入っているというのはわかっている場所ですけど、この二つのボーリングをやることによって、次に何かそれでボーリングの結果を見て、またあそこに埋めるのか、また新しい何かをするのか、そういう何か目的があって再度調査するんですか。

○議長（山本智之君）産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君）　最終的には、上に積んであります、災害時に出た残土をほぐして下に持って行って残土と混ぜて積み上げていくというのが最終的な目標になります。

○議長（山本智之君）　１番、堤豊君。

○１番（堤　豊君）　あそこのボーリング調査をした結果、そういうふうに、その下に降ろしてやったら、あそこにもう一回我々の残土のやつを積み上げるということですね。

○議長（山本智之君）　町長。

○町長（星野浄晋君）　ちょっとわかりにくい説明をしているという部分があるので、答弁させていただきますけども、ボーリングは高橋さんから言うと無駄じゃないかという話なんですけど、要は何が入っているのかわからない。災害の根っこが入っているのか、砂利が入っているのか、石が入っているのかわからないんで、まずその25年災の時のもの、また県が林道開設した時に、どんなものが入っているかまず調べて、それがもう今転圧されて本当に押し固められているんであれば、下にブレンドさせるのは、この層までいけるんじゃないかということを、たぶん担当課のほうはボーリング調査して調べたいということだと思います。

これが上積みだけを、下に降ろしてブレンドすればいいということであれば、高橋さんから一般質問受けた時に7,000万近くの費用が掛かるというようなことも、いやそれはないだろうということで、できるわけでございますけども、本当に一番下まで掘って、そういうもの

をしっかりと積み増しをしなければいけないということになるんであれば、それなりの費用も掛かってくるだろうというような判断をするために、ボーリング調査をするということだと思います。ですからあそこにボーリングをして、何かを建てるとか、今後何かを持ってくということではなくて、基本的に下流域の方々のご心配も当然あるわけでございますし、林道が痛んでいるという現状もありますので、なるべくであれば、しっかりとした形状で早めに閉山をさせていただきたいので、ちゃんとした安定勾配で安定したしっかりとした工法で残土処理場が終われるように改めて検討したいというふうに思っています。

なるべく安い金額でそういった再設定ができればいいわけでございますけども、今のところ事業者さんから言われている金額があまりにも大きいので、改めてそれの裏付けですね、もしかしたらもっと半額ぐらいでできるかもしれないし、３分の２ぐらいでできるかもしれないし、というのを含めて検討させていただければというふうに考えております。

○議長（山本智之君）　ほかに、ございませんか。

11番、増山勇君。

○11番（増山　勇君）　10ページでお聞きしますけども、交付金、商工振興費の中の営業自粛協力給付金7,000万円、３億円のうちの7,000万円が減額されて、それをそのまま観光誘客支援事業交付金になっているんですけど、もう少し具体的にどんなことをやるのか、7,000万というのは、かなり大きい額ですけども、具体的にはどういうふうにして、この観光振興を誘客しようとしているのかということを説明してください。

それと、１点目の最初に言った営業自粛協力給付金。確かに西伊豆は、早く取り組まれてよかったんですけども、この間ありとあらゆるいろんな業種がコロナの問題で疲弊しちゃっているので、もっともっとその堂ヶ島のホテル、観光を中心にするんじゃなく、全町的に網羅して交付金等を出されたほうが、7,000万円が、要するに２億3,000万円で済んだということだと。ほかの業種の皆さんもかなり厳しい状況でなかったかと。そういうことでもう少し幅広くすればよかったんではないかというふうに私は考えるんです。その点どういうふうに、そしてまた、私一般質問でもやりましたけども、今後とも、たいへん厳しい状況が続こうと思うんです。ですから、こういう7,000万というのは、そういう事業に再度振り分けて使うべきだと思うんです。

２つ質問してますので、観光誘客支援事業交付金の7,000万円の中身について、お知らせください。

○議長（山本智之君）　町長。

○町長（星野浄晋君）　増山議員のように、いろんな所に出せ出せということを言うのは簡単なんですけども、出すということは財源がなければいけません、当然出しっぱなしというわけにはいけないので、基金がなくなります。じゃあ入りはあるのかというと、入りはないわけですから、やはりそれはどこかで線を引かなければいけないんだろうというふうに思っております。

最終的には３億で皆さんに説明はさせていただきましたけども、２億円何某で済んで、そのあと県からの再度要請が、要請というか延長がありましたので、西伊豆町としても飲食店さんなどについては、５月７日から17日まで延長して自粛をしていただきました。それで最終的には２億3,000万というような形にはなっておりますけども、これ以上出すことがいいのか悪いのかというのは、他の市町の動向、また国、県が今後どのような支援をしてくれるかを見ながら検討はしていきたいというふうに思っております。

7,000万円の内訳につきましては、議会の全協でもお話をさせていただいたかと思いますけども、そのうちの2,230万につきましては、富士山キャンペーンのほうに使わせていただきたい。残りのいくらになるか、4,770万につきましては、1,000万円ぐらいを「Go Toキャンペーン」の関係でエージェントさんのほうに出して、誘客、団体旅行の誘客を図りたいというふうに思っておりますし、残りの部分につきましては、じゃらん、楽天などのＯＴＡ（オンライン・トラベル・エージェント）で活用したいというふうに考えております。

この件については観光協会さんとも話し合いをして、観光誘客するための一番いいツールをなるべく探しながら、使っていきたいというふうには考えております。ただ、タイミングがとても難しくて、「Go Toキャンペーン」は、政府は前向きにこう、前のめりに７月の下旬というふうに言ってますけども、東京、神奈川があの状況ではなかなかその時に大丈夫なのかなあという心配もございますので、そのへんは頃合いは見計っていかないと、第２波がどこかで発生する可能性も出てきますので、キャンペーンを打つタイミングについては、ちょっとまだ明確にはお答えができない状況でございます。

○議長（山本智之君）　増山勇君。

○11番（増山　勇君）　最初の営業自粛協力給付金については、国が臨時交付金の中で第１次じゃなくて、これから決るであろう第２次のほうで充分これは補填されるんではないかと私は思うんですけど、その点は当局はどういうふうに現在考えられていますか。

○議長（山本智之君）　町長。

○町長（星野浄晋君）　考えれられているではなくて、まだ閣議決定しかしてなくて、国会に

も提出されておりませんから、中身ははっきりいって決まっておりません。これは昨日の一般質問から言っておりますように、一応は丸太で来るという形にはなっておりますけども、やれここに出してやれ、ここに出してやれで、その財源はこれで使えというふうに国のほうでは丸太とは言っておいて、水に色々な色を付けて出してくるので、本当に真水で西伊豆町にどれだけが来るのかわからないというのが現状です。

ただ、あくまでもそういった自粛要請、またはそういう協力金とかということで、払ったものに使っていいよということは国は言っておりますので、いただいたお金がここに充当できるんであれば、２億3,000万円のうちの部分はこれで充当していきたいというふうには考えております。ただ、現実としては、そうならない可能性がありますので、そこはよく国会のほうで、議論をして各地方の自治体が使い勝手がいいように法律と予算を通していただければというふうに思います。

○議長（山本智之君）　ほかに、ございませんか。

４番、芹澤孝君。

○４番（芹澤　孝君）　８ページの民生費３款、ここに高齢者等タクシー利用助成事業というのがあるんだけど、これは利用者が今回、利用者負担金が半額ということで考えると遠距離の人はちょっと負担が大きくなるのかなと思うんだけど、これを決めるにあたって、ほかの案も検討したと思うんだけど、その場合ほかに利用者負担はどのような案が出たのか。

○議長（山本智之君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君）　この事業につきましては、松崎町のほうでもワンコインという形でやっております。松崎町の場合は利用者が500円負担という形でやっております。同じようなことをやっているんですけど、それですと西伊豆町のほうが高齢者人口が多いので、助成金がかなり大きくなってきます。２分の１、３分の１と色々考えた中で２分の１で、あとはタクシーですので、４人程度一緒に乗れますので、仮に４人で乗れば個人負担は2,500円かかったとしても、それを４で割ればもっと安くなってきますので、町としましても告知をする時には相乗りという部分も強調してやっていこうとは思っております。

○議長（山本智之君）　ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第32号　令和２年度西伊豆町一般会計補正予算（第４号）は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君）　挙手全員です。

よって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩　午後　３時４４分

再開　午後　３時５５分

◎議案第３３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君）　休憩を解いて再開します。

日程第10、議案第33号　令和２年度西伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野淨晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君）　議案第33号　令和２年度西伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）。

令和２年度西伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を

それぞれ12億4,600万円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和２年６月２日　提出。

西伊豆町長　星野淨晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本智之君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君）　それでは、議案第33号についてご説明いたします。

今回の補正内容は、歳入につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、更なる感染拡大をできる限り防止するために、被用者のうち新型コロナウイルス感染症に感染した者、または発熱等の症状があり、感染が疑われる者に対しての傷病手当金を計上し、休みやすい環境を整備し、更なる感染拡大をできる限り防止したいものです。

歳入につきましては、全額国からの県経由の特別調整交付金により、賄いたいものです。

２ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。款、項、補正額、計の順で説明させていただきます。

５款県支出金、100万円、９億4,326万3,000円。１項県補助金100万円、９億4,326万2,000円。

歳入合計に100万円を追加し、12億4,600万円としたいものです。

歳出です。

２款保険給付費、100万円、９億2,705万2,000円。６項傷病手当諸費、100万円、100万円。

歳出合計に100万円を追加し、12億4,600万円としたいものです。

３ページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、１総括、歳入です。２ページの第１表と同様ですので、省略させていただきます。

次に、歳出です。これにつきましても、２ページの第１表と同様です。補正額の財源内訳は、記載のとおりでございます。

４ページをお願いします。

歳入です。

５款１項１目保険給付費等交付金、100万円、歳出の傷病手当金の財源として全額国からの

県経由の特別調整交付金を計上します。

歳出です。

２款６項１目傷病手当金、100万円。現在のところ、傷病手当の対象となる感染者の方や発熱等の症状があり、感染が疑われる方等はおりませんが、100万円を計上しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（山本智之君）　提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

６番、加藤勇君。

○６番（加藤　勇君）　４ページですが、この100万円の内訳について、説明をお願いいたします。

○議長（山本智之君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君）　一応、内訳としまして、陽性で完全にお休みになられる方というのが、２名みております。これが30日。そしてあと陰性ですが、コロナの疑いがあると思われる方というのを12名みておりまして、11日分みております。これは100万円の根拠でございますが、先ほどの一般質問の時にもありました、給与所得のある人数は942名ありまして、これは令和２年３月31日現在の総給与所得の合計が11億711万あります。これをこの人数で割って、土日を除いた勤務日というか、その働ける日が243日という恰好でみまして、それでいきますと約4,836円ですので、引き上げまして5,000円という恰好で計上しております。

以上です。

○議長（山本智之君）　ほかに、ございませんか。

８番、西島茂樹君。

○８番（西島茂樹君）　これはコロナ対策でやるわけですけども、そういうふうに書いてないんですけど、要はほかの傷病手当というふうな振り分けというのはないからいいと思いますけども、これは具体的に書かなくてよろしいのですか。コロナ対策だよというような表現はいらないんですか。

○議長（山本智之君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君）　今おっしゃいましたのは、その歳出の目に傷病手当金と書いてあるわけですけど、これがコロナ対策傷病手当金という、例えば具体的にいらないかとい

うことですか。今回のやつにつきましては、国のほうからコロナ対策ということで来てまして、ここらへんの感じも目で傷病手当金という表示をしてくれと、国のほうから来てますので、それに合わせて行っております。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君）） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第33号 令和２年度西伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第３４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第11、議案第34号 令和２年度西伊豆町温泉事業会計補正予算（第１号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野淨晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 議案第34号 令和２年度西伊豆町温泉事業会計補正予算（第１号）。

第１条 令和２年度西伊豆町温泉事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによ

る。

第２条　令和２年度西伊豆町温泉事業会計予算（以下「予算」という）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次の通り補正する。科目、既決予定額、補正予定額、計の順に読み上げます。

支出

第１款温泉事業費用、8,605万9,000円、△４万7,000円、8,601万2,000円。

第１項営業外費用、46万2,000円、△４万7,000円、41万5,000円。

支出

第１款資本的支出、3,334万9,000円、250万円、3,584万9,000円。

第１項建設改良費、3,134万7,000万、50万円、3,184万7,000円。

第３項予備費、200万円、200万円、400万円。

令和２年６月２日　提出。

西伊豆町長　星野淨晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本智之君）　企業課長。

○企業課長（村松圭吾）　それでは、西伊豆町温泉事業会計補正予算（第１号）について説明させていただきます。

今回の補正は３月の全員協議会で説明させていただきました宇久須温泉集中加熱施設のボイラー修繕に関連するものでございます。

２ページをお願いします。

令和２年度西伊豆町温泉事業会計補正予算実施計画。

収益的収入及び支出の支出です。款、項につきましては、先ほど町長から説明がありましたので、省略させていただき、目から説明させていただきます。補正予定額、計の順に読み上げます。

１款２項３目消費税、４万7,000円の減、40万9,000円。

３ページをお願いします。

資本的収入及び支出の支出です。

１款１項２目、固定資産購入費、50万円、420万5,000円。３項１目予備費、200万円、400万円。

４ページをお願いします。

令和２年度西伊豆町温泉事業会計補正予算明細書。収益的収入及び支出の支出です。

１款温泉事業費用、２項営業外費用、３目消費税、補正予定額４万7,000円の減になりますが、こちらは今回補正の、機械及び装置50万円を加えた温泉会計全体の収支の予算から新たに消費税を算出し、修正した金額となっております。

５ページをお願いします。資本的収入及び支出の支出です。

１款資本的支出、１項建設改良費、２目固定資産購入費、補正予定額、50万円の増。３項予備費、１目予備費、補正予定額200万円の増。これらは、宇久須温泉集中加熱施設のボイラーの外側に穴が開き、漏水が見られ、これを解消するために管体そのものを取り換える必要がありますが、管体は受注生産となり、製作に１ヵ月ぐらいかかるため、新年度早々に予備費200万円、機械購入費50万円、計250万円をそれぞれ充用流用して、ボイラーの修理を発注させていただいております。

これにより、現在令和２年度の温泉事業会計の予備費は０円ということになりましたため、今回充用流用した金額を補正し、令和２年度の当初予算額に戻すものであります。

６ページお願いします。

令和２年度西伊豆町温泉事業会計予定貸借対照表です。こちらは、令和２年度の温泉事業会計当初予算と同様ですので、省略させていただきます。

９ページお願いします。

令和２年度西伊豆町温泉事業会計予算損益計算書です。こちらも、令和２年度の温泉事業会計の当初予算と同様ですので、省略させていただきます。

11ページをお願いします。

令和２年度西伊豆町温泉事業会計予定貸借対照表です。令和元年の予定貸借対照表に今回の補正予算を反映させ、令和２年３月末の予定数値を示したものでございます。

１枚めくっていただき、12ページをお願いします。

12ページ上から８行目、資産合計、11億1,538万6,664円をご確認いただき、13ページをお願いします。下段１番最後、負債資本合計、11億1,538万6,664円が先ほどの12ページの資産合計と同額なことをご確認いただきましたら、14ページをお願いします。

令和２年度西伊豆町温泉事業会計予定キャッシュフロー計算書です。

令和２年３月末の予定数値を示しております。下段の資金期末残高、７億3,110万7,118円が戻っていただきました12ページにあります上段から２番目（１）現金預金とこちらが同額

になっていることをご確認いただきましたら、雑駁ですが、補正予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほど、お願いします。

○議長（山本智之君）　提案理由の説明が終わりました。

○議長（山本智之君）　これより、本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第34号　令和２年度西伊豆町温泉事業会計補正予算（第１号）は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君）　挙手全員です。

よって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

◎諮問第１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君）　日程第12、諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野淨晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君）　諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求める。

記

住　　所　　西伊豆町安良里672番地の１

氏　　名　　長島　田鶴子

生年月日　　昭和30年２月15日生

令和２年６月２日　提出。

西伊豆町長　星野浄晋。

提案理由につきましては、影山やえみ氏が令和２年９月30日で任期満了するために長島氏を任命したいというものでございます。長島さんの履歴につきましては別紙資料を付けておりますので、ご覧いただきまして、ご審議いただければといふうに思います。

○議長（山本智之君）　提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（山本智之君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦については、委員の候補者として適任であると認めることに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君）　挙手全員です。

よって、諮問第１号は、適任と認めることに決定しました。

◎同意第１４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君）　日程第13、同意第14号　西伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野淨晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君）　同意第14号　西伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者を西伊豆町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第３項の規定により議会の意見を求める。

記

住　　所　　西伊豆町宇久須1416番地

氏　　名　　鈴木　せつ子

生年月日　　昭和36年5月31日生

令和２年６月２日　提出。

西伊豆町長　星野淨晋。

提案理由につきましては、令和２年６月30日をもちまして任期満了のため、鈴木氏を再任したいというものでございます。履歴につきましては、別紙に添付しておりますので、ご覧いただきたいと思います。よろしくご同意のほど、お願いいたします。

○議長（山本智之君）　提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（山本智之君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

同意第14号　西伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任については、これに同意することに、賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君）　挙手全員です。

よって、同意第14号は、原案に同意することに決定しました。

◎同意第１５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君）　日程第14、同意第15号　西伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野淨晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君）　同意第15号　西伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者を西伊豆町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第３項の規定により議会の同意を求める。

記

住　　所　　西伊豆町安良里672番地の１

氏　　名　　長島　力

生年月日　　昭和29年11月29日生

令和２年６月２日　提出。

西伊豆町長　星野淨晋。

提案理由につきましては、今、任免させていただいております片岡圓正氏が、令和２年６月30日をもちまして退任をしますため、長島氏を選任したいものでございます。長島氏の履歴につきましては、別紙に添付してございますので、ご覧いただければと思います。よろし

くご同意のほど、お願いいたします。

○議長（山本智之君）　提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（山本智之君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

同意第15号　西伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任について、これに同意することに、賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君）　挙手全員です。

よって、同意第15号は、原案に同意することに決定しました。

◎同意第１６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君）　日程第15、同意第16号　西伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野淨晋君登壇〕

○町長（星野淨晋君）　同意第１６号　西伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者を西伊豆町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年

法律第226号）第423条第３項の規定により議会の同意を求める。

記

住　　所　　西伊豆町中557番地

氏　　名　　須田　昇

生年月日　　昭和26年8月30日生

令和２年６月２日　提出。

西伊豆町長　星野淨晋。

提案理由につきましては、令和２年６月30日をもちまして、須田氏が任期満了のため、須田氏に再任をお願いするというものでございます。履歴につきましては添付してございますので、ご覧いただき、ぜひご同意いただければと思います。

○議長（山本智之君）　提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（山本智之君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

同意第16号　西伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任について、これに同意することに、賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君）　挙手全員です。

よって、同意第16号は、原案に同意することに決定しました。

◎同意第１７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君）　日程第16、同意第17号　西伊豆町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野淨晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君）　同意第17号　西伊豆町教育委員会委員の任命について。

下記の者を西伊豆町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第４条第２項の規定により議会の同意を求める。

記

住　　所　　西伊豆町田子1226番地

氏　　名　　山本　久美子

生年月日　　昭和23年12月17日生

令和２年６月２日　提出。

西伊豆町長　星野淨晋。

提案理由につきましては、山本久美子氏が令和２年６月12日に任期満了となるため、再任をしていいただきたいというものでございます。履歴につきましては、別紙に添付してございますので、ご覧いただければと思います。

よろしく同意のほど、お願いいたします。

○議長（山本智之君）　提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（山本智之君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

同意第17号　西伊豆町教育委員会委員の任命については、これに同意することに、賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君）　挙手全員です。

よって、同意第17号は、原案に同意することに決定しました。

◎議案第３５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君））　日程第17、議案第35号　西伊豆町税条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野淨晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君）　議案第35号　西伊豆町税条例の一部を改正する条例案について。

西伊豆町税条例（平成17年西伊豆町条例第53号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和２年６月３日　提出。

西伊豆町長　星野淨晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本智之君）　窓口税務課長。

○窓口税務課長（渡邉貴弘君）　それでは、議案第35号西伊豆町税条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

本件につきましては､新型コロナウイルス感染症及び､その蔓延防止のための措置により、納税者等が受ける影響を緩和するため、地方税法等の一部を改正する法律が、令和２年４月30日に、交付施行されたことから、西伊豆町税条例の一部を改正するものでございます。主な改正内容ですが、議案第35号資料ということでお配りさせていただいておりますので、こちらを使用してご説明させていただきます。

始めに、徴収猶予制度の特例でございます。新型ウイルス感染症の影響によりまして、令和２年２月以降の収入に相当の減少があり、納税することが困難である事業者等に対し、無担保且つ延滞金なしで１年間徴収を猶予できる特例が設けられます。この相当の減少というのは、前年同期に比べまして、概ね20パーセント以上の減少があった場合になります。

それから対象となる期間ですけれども、令和２年の１月１日から令和３年の１月31日までの納期限、こちらが対象となります。

次に２点目です。固定資産税の関係でございます。

最初に（１）としまして、厳しい経営環境にある中小事業者に対して、令和３年度課税の１年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準を２分の１、またはゼロとする措置が講じられます。令和２年２月から10月までの任意の３ヶ月間の売上高が、前年の同期間と比べまして30パーセント以上、50パーセント未満減少している者については、固定資産税の課税標準を２分の１に、50パーセント以上減少している者に対しては、ゼロにするというものです。こちらは町長の答弁にもございましたけど、国庫の、全額国費で補填されます。これは来年度となります。

次に（２）としまして、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充延長について。新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小事業者等を支援等する観点から、適用対象に対して一定の事業用家屋及び構築物が加えられます。こちらにつきましても、全額国費で補填となります。

３点目のその他のところになりますけども、最初に（１）の軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長でございます。こちらは現在定められている期間、今年の９月30日まで適用になっておりますけども、これが半年延びるということで、令和２年の３月31日まで、この環境性能割の対象の期間が延びるということになっております。こちらも国庫の補填となっております。

次に（２）の住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る対応。

３つ目にイベントを中止した主催者に対する払戻請求権を放棄した者、こちらの方へ対して寄付金控除の適用に係る対応を図るものでございます。

最後に施行期日でございますが、交付の日から施行いたします。ただし、個人住民税関係の規定につきましては、令和３年１月１日から施行いたします。

以上、西伊豆町税条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（山本智之君）　提案理由の説明が終りました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

９番、堤和夫君。

○９番（堤　和夫君）　固定資産税関係で、（１）の米印ですね。令和２年２月から10月までの任意の３ヶ月間の売上高が前年の同時期と比べてということは､任意の３ヶ月間というのは、例えば50パーセント以上減少している月が２月、５月、10月だったら、この任意の３ヶ月間を取っていいのか。それとも連続して２、３、４とか、５、６、７とかの３ヶ月間を取るのか、そこのところをお願いします。

○議長（山本智之君）　窓口税務課長。

○窓口税務課長（渡邉貴弘君）　この３ヶ月は連続した３ヶ月となっております。

○議長（山本智之君）　ほかにございますか。

５番、高橋敬治君

○５番（高橋敬治君）　２番の固定資産税関係の１番にアンダーラインを引っ張てありますけども、中小事業者の定義はわかるんですけども、これの等について、中小事業者等の等はどういう人というか、中小事業者は個人ですよね。この等というのは、何を意味しているんですか。

○議長（山本智之君）　窓口税務課長。

○窓口税務課長（渡邉貴弘君）　一般的に中小事業者と言いますと、例えば資本金１億円以下の法人ですとか、そういったものから入りますけども、そこの等というのは、所謂、法人でなく個人、これも含まれるという事で、例えば法人の登録はしておりませんけども、従業員を抱えていらっしゃる個人事業主さん、こういったところも対象になるということで、この等の中には個人事業者さんも含まれております。

○議長（山本智之君）　５番、高橋敬治君。

○５番（高橋敬治君）　要は、説明違うと思いますよ。中小事業者というのは、個人なんですよ。資本だとか出資金に関係なく、所謂個人で資本だとか、出資金がないんで、これは従業員が1,000人以下なんですよ、中小事業者というのは。だから、中小事業者等の等はなんですかと聞いているんです。中小事業者の定義違いますよ。今、説明したのは、中小企業じゃないですか。その資本だとかそういう関係があるのは。中小事業者というのは、もともと資本がないんですよ。個人事業者、個人なんですよ。違いますか。

○議長（山本智之君）　窓口税務課長。

○窓口税務課長（渡邉貴弘君）　私の解釈が違っていたと思います。高橋議員のおっしゃるように個人を中小企業者ということで括るとなりますと、逆に言うとそこに法人、所謂１億円以下の法人も含めるということで、所謂広くそれらも含めた解釈ということで、この等ということが一つその中に、１億円以下の法人も含まれているということで解釈をいただければと思います。

○議長（山本智之君）　５番、高橋敬治君。

○５番（高橋敬治君）　ということは、中小事業者と中小企業ということですね、この等は。西伊豆町の場合にそれに、今の中小事業者等、これに該当しない事業者なり企業というのはあるんですか。

○議長（山本智之君）　窓口税務課長。

○窓口税務課長（渡邉貴弘君）　これはお答えになるかわかりませんけど、逆にその対象となる事業者というのは、私のほうで調べてあったんですけど、それに該当にあたらないと言いますと、例えば先ほどの１億円以下の法人については該当になりますけども、それを超えた事業者につきましては、対象外ということになります。西伊豆町にございます。

私のほうで今把握している時点ですと、対象が15社ございます。

○議長（山本智之君）　ほかに、ございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（山本智之君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第35号　西伊豆町税条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君）　挙手全員です。

よって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

◎常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山本智之君）　日程第18、常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各常任営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君）　異議なしと認めます。

よって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山本智之君）　日程第19、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君）　異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長（山本智之君）　以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。

これにて、令和２年第２回西伊豆町議会定例会を閉会いたします。

皆さま、ご苦労さまでした。

散会　午後　４時３７分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長

署　名　議　員

署　名　議　員